

**水質汚濁防止法のてびき
(総量規制編)**

令和 4 年 6 月

千葉県環境生活部水質保全課

目 次

I 総量規制制度の概要

1 制度の目的及び背景	1
2 定義	1
3 事業者の責務	2

II 総量規制基準

1 化学的酸素要求量	9
2 窒素含有量及び磷含有量	25

III 汚濁負荷量の測定

1 化学的酸素要求量	45
2 窒素含有量及び磷含有量	50
3 共通事項	52

IV 届出

1 設置届出等	54
2 汚濁負荷量の測定手法の届出	58

V 報告

1 測定結果の報告	67
2 欠測の報告	71
3 保守管理体制の報告	72

VI 様式

VII 参考 第7次の総量規制基準

I 総量規制制度の概要

1 制度の目的及び背景

水質総量規制制度は、産業の集中、人口の急増等の影響で汚濁の著しい東京湾等の広域的な閉鎖性水域を対象に、環境基準の確保を図るため、当該水域に流入する上流県等内陸部からの負荷、生活排水等を含めた汚濁源について、汚濁負荷量の総量を統一的かつ効果的に削減することを目的として制定されました。

この制度は、昭和53年の水質汚濁防止法の改正により導入され、昭和55年から化学的酸素要求量（COD）を対象項目とし、4次にわたり実施されてきました。

その結果、東京湾に係る汚濁負荷量は着実に削減されてきましたが、CODの環境基準の達成率は満足できる状況にはなく、また赤潮等窒素及び燐に起因する富栄養化に伴う問題も発生していることから、従来のCODに加えて第5次の総量規制（目標年度：平成16年度）から窒素含有量及び燐含有量も対象項目とされました。

この制度の概要は図1のとおりです。

また、指定地域内事業場についての総量規制の体系図を図2に、濃度規制と総量規制の関係を図3に示しました。

2 定義

このてびきにおいて使用する用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 「法」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）をいう。
- (2) 「令」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）をいう。
- (3) 「規則」とは、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業令第2号）をいう。
- (4) 「細目」とは、汚濁負荷量の測定等に係る実施細目（平成19年7月）をいう。
- (5) 「指定項目」（法第4条の2第1項、令第4条の2）とは、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及び燐含有量をいう。
- (6) 「指定水域」（法第4条の2第1項、令第4条の2）とは、館山市洲崎から三浦市鋸崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（東京湾）である。（図4参照）
- (7) 「指定地域」（法第4条の2第1項、令第4条の2）とは、野田市から館山市までの東京湾に係る21市町の全部又は一部の地域（令別表第2第1号に掲げる区域）（6頁：図4及び7頁：表1参照）
- (8) 「指定地域内事業場」（法第4条の5第1項、規則第1条の4）とは、指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量（日平均排水量）が50m³以上のものをいう。
- (9) 「総量規制基準」（法第4条の5第3項）とは、指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度であり、一の指定地域内事業場に複数の業種がある場合は、それぞれの業種の区分ごとの化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量と各業種ごとの特定排出水の最大値を乗じて算出した汚濁負荷量を足して算出する。（9頁以降参照）

(10) 「特定排出水」（規則第1条の5第1項）とは、指定地域内事業場において、事業活動その他の人の活動に使用された水である。ただし、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水は含まない。

例えば雨水、一過性の間接冷却水は特定排出水ではない。

3 事業者の責務

指定地域内事業場の設置者は、総量規制に関して次の責務があります。

(1) 総量規制基準の遵守義務（法第12条の2）

指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければなりません。

(2) 汚濁負荷量の測定（法第14条第2項、規則第9条の2第1項）

当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、3年間保存しておかなければなりません。（測定の頻度、方法については、45頁以降参照）

測定結果の記録は、規則様式第9（76頁）により行わなければなりません。

(3) 届出義務（法第5条第1項、法第6条第2項、法第7条及び法第14条第3項）

ア 排出水の排水系統別の汚染状態及び量、総量規制基準

水質汚濁防止法の届出（5条、6条、7条）の都度、届出別紙5「排出水の排水系統別の汚染状態及び量」に記入が必要です。（記入方法は54頁以降参照）

この届出に基づいて総量規制基準が適用されます。

イ 汚濁負荷量の測定手法の届出（14条第3項）

汚濁負荷量の測定義務が発生する前に、あらかじめ測定手法の届出が必要です。また、測定手法の変更を行う場合は、その都度、変更前に同様の届出が必要です。（記入方法は58頁以降参照）

なお、自動計測器を使用する場合には、細目に基づき「汚濁負荷量の測定に係る保守管理体制報告書」を提出してください。

(4) 汚濁負荷量測定結果の報告

千葉県では細目に基づき、3か月毎に「汚濁負荷量測定結果報告書」の提出を義務づけています。（記入方法は67頁以降参照）

(5) 計画変更命令及び改善命令（法第8条の2、法第13条第3項）への対応

法第5条の設置届出又は法第7条の変更届出があった場合において、指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認められるときは、その届出を受理した日から60日以内に汚水又は廃液の処理の方法の改善等が命ぜられます。

また立入検査等により、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認められたときは、期限を定めて、汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を探ることを命ぜられます。

これらの命令が発令された場合には、計画の変更や改善等が必要となります。

図1 水質総量規制のフローチャート

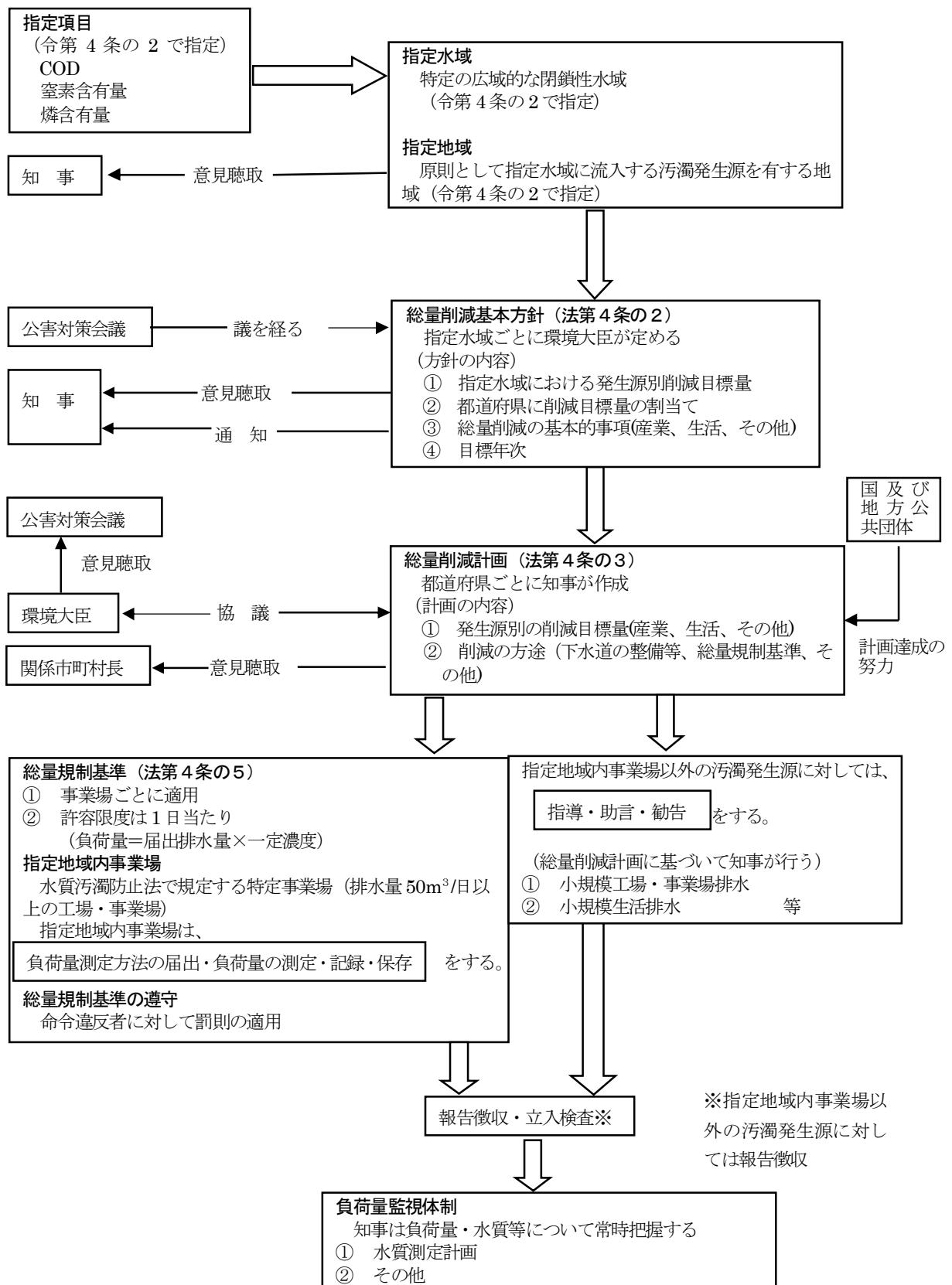


図 2 総量規制体系図

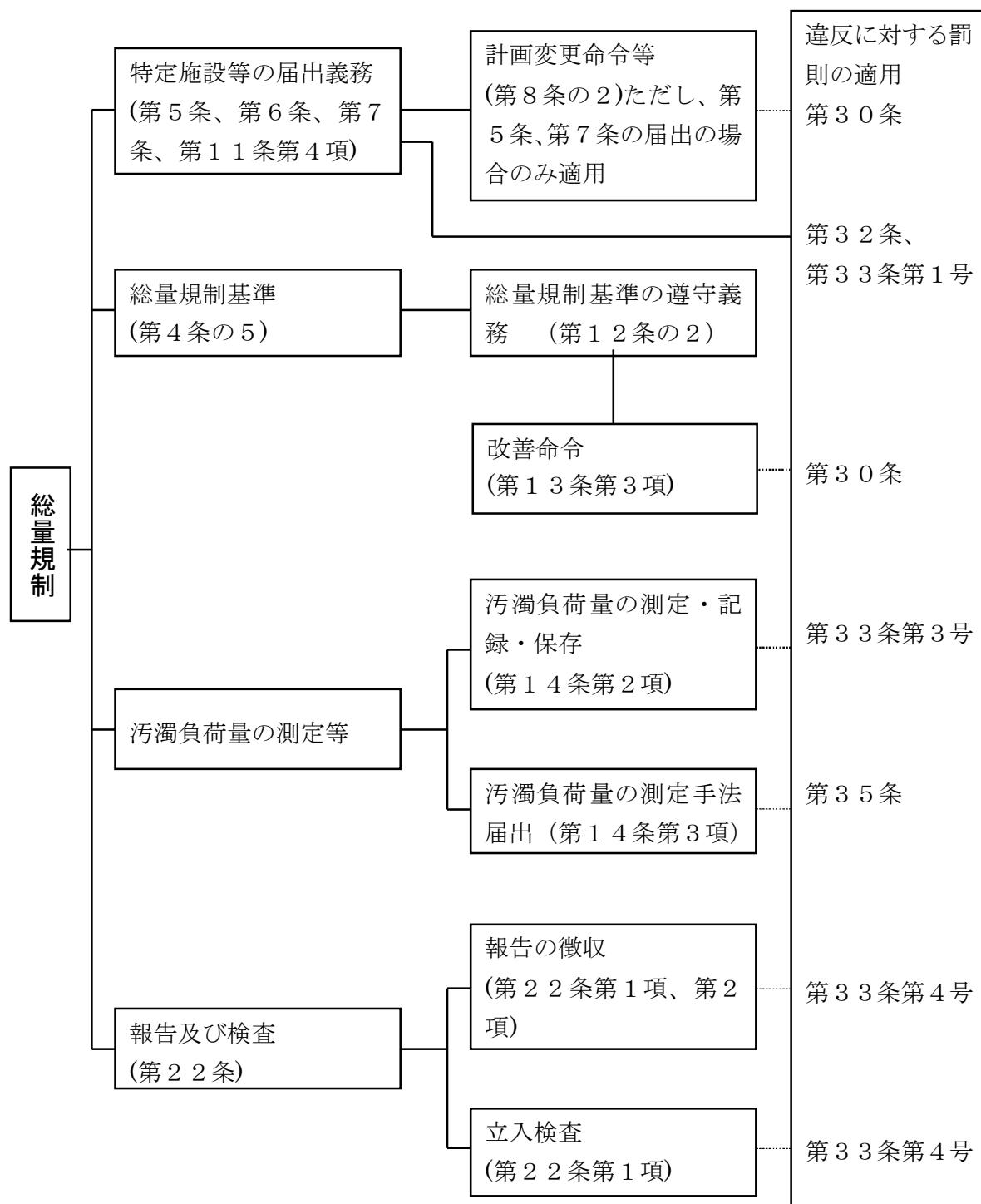
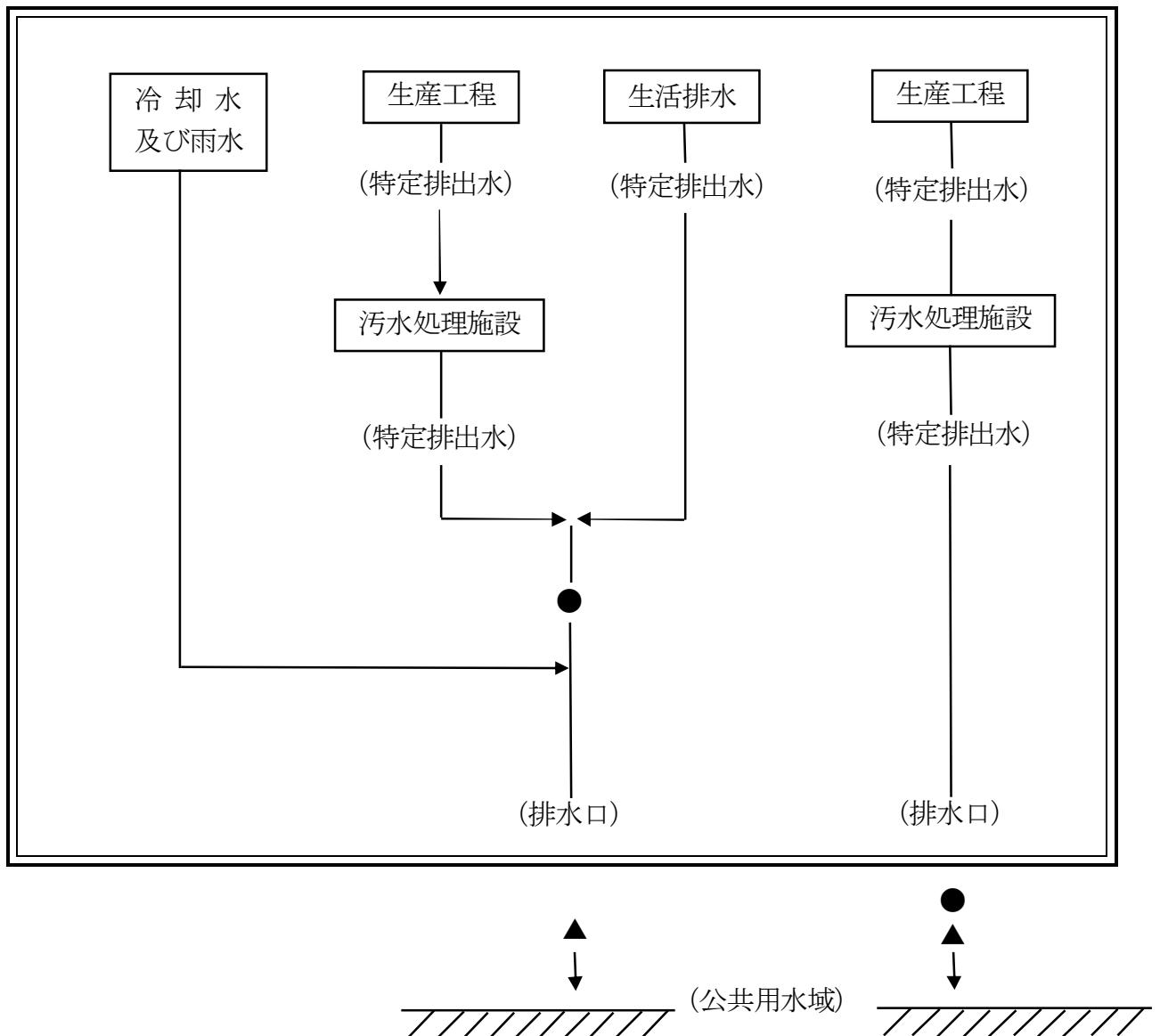


図3 排水規制(濃度規制)と総量規制



総量規制基準：指定地域内事業場の生産工程に係る各排水溝（一過性の間接冷却水が混入する前の地点）（上図の●印の地点）での汚濁負荷量の合計。

濃度規制排水基準：基準の適用される特定事業場の各最終排水口（冷却水が混入した後の地点）（上図の▲印の地点）での濃度

図4 指定水域及び指定地域

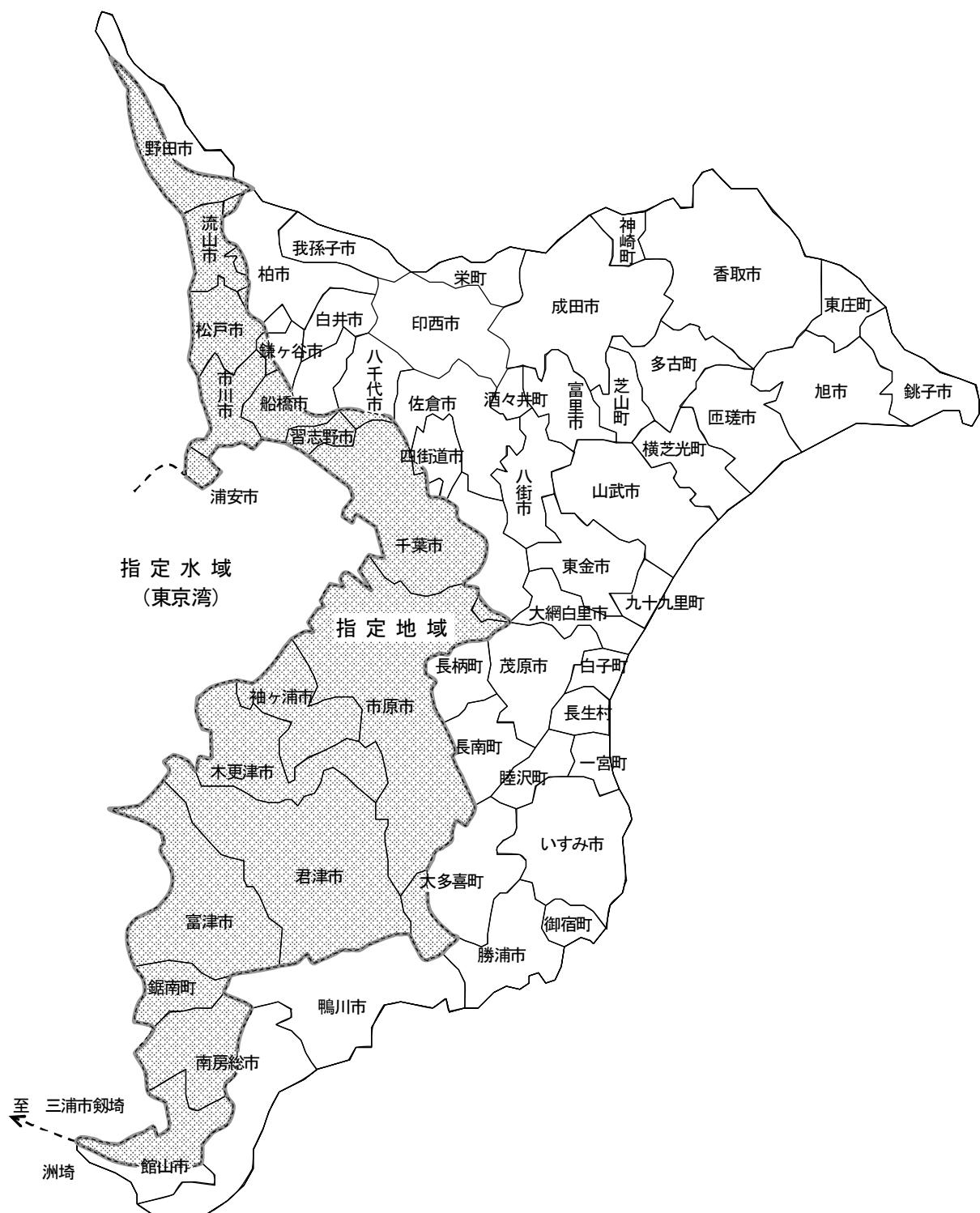


表1 指定地域

市町名	指定地域	指定地域外
千葉市	右記を除く区域	若葉区(和泉町、大井戸町、大草町、小倉台6丁目、小倉町、御成台1丁目から御成台4丁目まで、小間子町、金親町、上泉町、北谷津町、古泉町、御殿町、桜木1丁目から桜木8丁目まで、桜木北1丁目から桜木北3丁目まで、更科町、下泉町、下田町、高根町、多部田町、旦谷町、千城台北1丁目、千城台北2丁目から千城台北4丁目まで、富田町、中田町、中野町、西都賀5丁目、野呂町、谷当町、若松台1丁目から若松台3丁目まで及び若松町に限る。)及び緑区(大高町、越智町、上大和田町、下大和田町、高田町、高津戸町、土気町、平川町、菅田町2丁目、小食土町、あすみが丘1丁目からあすみが丘3丁目まで及びあすみが丘東1丁目からあすみが丘東5丁目までに限る。)
市川市	全域	
船橋市	右記を除く区域	二和東1丁目から二和東6丁目まで、二和西1丁目から二和西6丁目まで、三咲町、三咲1丁目から三咲9丁目まで、南三咲1丁目から南三咲4丁目まで、八木が谷町、高野台1丁目から高野台5丁目まで、八木が谷1丁目から八木が谷5丁目まで、みやぎ台1丁目からみやぎ台4丁目まで、咲が丘1丁目から咲が丘4丁目まで、薬円台3丁目、薬円台4丁目、習志野1丁目、習志野3丁目、高根台1丁目から高根台7丁目まで、新高根3丁目から新高根5丁目まで、松が丘1丁目から松が丘5丁目まで、大穴町、大穴南1丁目から大穴南5丁目まで、大穴北1丁目から大穴北8丁目まで、習志野台1丁目から習志野台8丁目まで、神保町、大神保町、小室町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町、坪井東1丁目から坪井東6丁目まで、坪井西1丁目、坪井西2丁目及び坪井町
館山市	右記を除く区域	西川名、伊戸、坂足、小沼、坂井、大神宮、中里、竜岡、犬石、佐野、藤原、洲宮、茂名、布沼、布良、相浜、畠及び神余
木更津市	全域	
松戸市	右記を除く区域	金ヶ作字新木戸、五香六実(字元山を除く。)、高柳新田、高柳、六高台1丁目から六高台9丁目まで、六実1丁目から六実7丁目まで、五香1丁目から五香8丁目まで及び五香南1丁目から五香南3丁目
野田市	右記を除く旧野田市区域 右記を除く旧東葛飾郡関宿町	目吹(字南大山を除く。)、金杉(字窪上及び字道下に限る。)、谷津字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌(字米川、字今和泉、字中窪及び字大窪に限る。)、船形(字上原二を除く。)、中里(字西岸寺前、字松葉、字尾崎境、字鶴ヶ谷、字西耕地、字寺山、字込角、字光淨寺、字五駄、字扇田、字宮田、字香取原及び字椿谷を除く。)、長谷、小山、蓮打、三ツ堀(字笛久保、字谷中耕地、字中屋敷、字仲内、字箕ノ輪、字鞍ノ橋台、字鞍ノ橋、字石塔、字西、字榎戸、字小橋、字灰毛、字稻荷前、字六畝及び字小橋台を除く。)、瀬戸(字蓮沼、字谷中、字押出し、字塔ケ久保台、字立山、字勢至、字次作、字多良ノ木、字土塔及び字向原を除く。)、木野崎(字下鹿野、字鹿野、字上鹿野及び字鹿野山を除く。) 東宝珠花(字川通及び字相耕地を除く。)、親野井、柏寺、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、桐ヶ作、古布内、関宿内町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿三軒家、関宿台町、関宿元町、関宿元町飛地、関宿町、中戸、中戸谷津、次木、西高野、新田戸、はやま、東高野、泉1丁目から泉3丁目まで、平成及びなみき1丁目からなみき4丁目

市町名	指定地域	指定地域外
習志野市	全域	
柏市	豊四季（字富士見台、字神山、字向神山、字三角、字向屋敷、字鞍掛、字鞍林、字笛原、字新宿及び字道轡坂に限る。）、船戸（字小船及び字猪之山に限る。）、船戸山高野（字大山、字高砂、字金沢、字根郷及び字宮本に限る。）、大青田（字小渡、字溜台及び字東山を除く。）、青田新田飛地（字元害及び字向唐に限る。）、新十余二、柏インター東、みどり台2丁目、みどり台4丁目、酒井根（字下り松及び字大清水に限る。）、中新宿1丁目から中新宿3丁目まで、西山1丁目、西山2丁目及び東山2丁目	左記を除く区域
市原市	全域	
流山市	右記を除く区域	江戸川台東1丁目から江戸川台東3丁目まで、駒木、駒木台、青田、十太夫、美田、東初石1丁目から東初石4丁目まで、西初石5丁目、おおたかの森北1丁目からおおたかの森北3丁目まで、おおたかの森西1丁目、おおたかの森西3丁目、おおたかの森西4丁目、おおたかの森東1丁目からおおたかの森東4丁目まで及びおおたかの森南1丁目
八千代市	大和田（字上宿を除く。）、萱田町字南側、高津、大和田新田字飯盛台、村上字五百堂、下市場1丁目、勝田台、勝田、勝田台南、八千代台東、八千代台南、八千代台西、八千代台北及び高津東	左記を除く区域
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷9丁目、南鎌ヶ谷1丁目から南鎌ヶ谷4丁目まで、大字道野辺、東道野辺1丁目から東道野辺7丁目まで、西道野辺、馬込沢、中沢新町、中沢（字中ノ峠を除く。）、東中沢1丁目から東中沢4丁目まで、北中沢2丁目、北中沢3丁目、富岡3丁目、くぬぎ山1丁目からくぬぎ山4丁目まで、道野辺中央1丁目及び道野辺中央3丁目から道野辺中央5丁目	左記を除く区域
君津市	全域	
富津市	全域	
浦安市	全域	
四街道市	下志津新田、四街道3丁目、さつきヶ丘、大日（字中志津、字富士見ヶ丘、字桜ヶ丘及び字大作岡に限る。）及び鹿放ヶ丘	左記を除く区域
袖ヶ浦市	全域	
南房総市	富浦町居倉、富浦町大津、富浦町多田良、富浦町手取、富浦町豊岡、富浦町南無谷、富浦町丹生、富浦町原岡、富浦町深名、富浦町福澤、富浦町宮本、富浦町青木、荒川、市部、大掛、井野、川上、久枝、検儀谷、合戸、小浦、高崎、高崎竹内、竹内、二部、平塚、平久里下、平久里中、宮谷、山田、吉沢、明石、池之内、海老敷、大学口、上滝田、上堀、川田、下滝田、下堀、千代、府中、増間、三坂、御庄、本織、山下、山名、谷向及び中	左記を除く区域
夷隅郡 大多喜町	栗又、小沢又、面白、大田代、筒森、小田代、葛藤及び会所	左記を除く区域
安房郡	全域	

II 総量規制基準

総量規制基準は、指定地域内事業場に適用される基準であり、指定地域内事業場ごとに算出された化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量の汚濁負荷量の許容限度です。総量規制基準（L）は、業種その他の区分ごとに定められた、各対象項目の基準濃度（C）と特定排出水の最大排水量（Q）によって、 $L = C \times Q \times 10^{-3}$ (単位 : kg／日) の式を基本として算定されます。

1 化学的酸素要求量

(1) 汚濁負荷量の算定

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（Lc）は、事業場の設置年月日等により次の式を基本として算定されます。

ア 昭和55年6月30日までに設置された事業場

$$L_c = C_c \times Q_c \times 10^{-3} \text{ (単位 : kg／日)}$$

L_c : 排出が許容される化学的酸素要求量に関する汚濁負荷量 (単位 : kg／日)

C_c : 表3により確定した化学的酸素要求量 (単位 : mg/L)

Q_c : 特定排出水の最大排水量 (単位 : m³/日)

イ 昭和55年7月1日以後に新たに設置された事業場

アの事業場のうち、昭和55年7月1日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

$$L_c = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^{-3} \text{ (単位 : kg／日)}$$

L_c : 排出が許容される化学的酸素要求量に関する汚濁負荷量 (単位 : kg／日)

C_{co} 、 C_{ci} 、 C_{cj} : 表2及び表3により確定した化学的酸素要求量 (単位 : mg/L)

Q_{co} 、 Q_{ci} 、 Q_{cj} : 表2によりそれぞれ C_{co} 、 C_{ci} 、 C_{cj} にあたる期間内に特定施設の設置又は変更により増加した特定排出水の最大排水量 (単位 : m³/日)

* 特定施設の設置又は変更による特定排出水の増加した時期により、化学的酸素要求量に係る C_c の値は、 C_{co} 、 C_{ci} 、 C_{cj} と3種類になります。（ C_c 値等については、11頁表2及び18頁表3で確認できます。）

(2) C_c 値等（基準値）の適用

C_c 値等（基準値）は、表2から、特定施設の設置又は変更により特定排出水の量が増加した日によって、対象の特定排出水が C_{co} 、 C_{ci} 、 C_{cj} のどれにあたるかを調べて、更に表3により業種その他の区分ごとに化学的酸素要求量を確定します。 Q_{co} 、 Q_{ci} 、 Q_{cj} はそれぞれ C_{co} 、 C_{ci} 、 C_{cj} に該当する特定排出水の最大排水量となります。

また、旅館、病院、飲食店等、主にし尿浄化槽により汚水の処理を行う事業場については、生活排水についても業種（旅館、病院、飲食店等）の値を適用します。（昭和54年10月9日付け環水規第149号）

(3) 第8次の総量規制基準の適用

- ア 第8次の総量規制基準（以下「新基準」という。）は、平成29年9月1日から適用されます。新基準の適用により、Cc値等が変更になる業種があります。
- イ ただし、平成29年8月31日以前に設置された事業場（同日以前に届出されたものも含む。以下「既設事業場」という。）については、平成31年4月1日から新基準が適用されます。
- ウ なお、イの既設事業場であっても、平成29年9月1日以後、特定施設の設置又は変更の届出がされた場合、増加した特定排出水については、設置又は変更の日から新基準が適用されます。

表2 設置年月日による特定施設別C値の適用表

特定施設番号:特定施設に係る業種	施設の設置年月日 (基準日)	特定施設の設置年月日、又は構造等の変更により特定排出水の増加した年月日	
		Cc	Ccj
18の2:冷凍調理食品製造業	～昭和57年6月30日 (1982年)	昭和57年7月1日 (1982年)	平成3年7月1日～ (1991年)
18の3:たばこ製造業		～平成3年6月30日 (1991年)	
21の2:一般製材業又は木材チップ製造業			
21の3:合板製造業			
21の4:パーティクルボード製造業			
23の2:新聞業、出版業、印刷業又は製版業			
51の2:自動車用タイヤ・チューブ、ゴムホース、工業用ゴム、再生タイヤ又はゴム板製造業			
51の3:医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋、糸ゴム又はゴムバンド製造業			
63の2:空びん卸売業			
70の2:自動車特定整備事業			
71の4:産業廃棄物処理施設(次頁*1、*2を除く)			
69の2:卸売市場(令和2年6月20日以前に旧69の3:地方卸売市場として届出たものに限る。)	～昭和57年12月31日 (1982年)	昭和58年1月1日 (1983年) ～平成3年6月30日 (1991年)	
66の3:共同調理場[学校給食法(昭和29年法第160号)第6条に規定する施設]	～平成元年3月31日 (1989年)	平成元年4月1日 (1989年)	
66の4:弁当仕出屋又は弁当製造業		～平成3年6月30日 (1991年)	
66の5:飲食店			
66の6:そば・うどん・すし店又は喫茶店その他の飲食店			
66の7:料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店			
指定地域特定施設	～平成3年3月31日 (1991年)	平成3年4月1日 (1991年) ～平成3年6月30日 (1991年)	

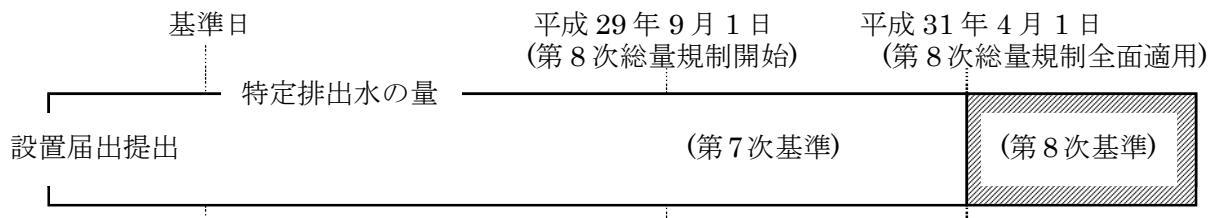
特定施設番号:特定施設に係る業種	施設の設置年月日 (基準日)	特定施設の設置年月日、又は構造等の変更に より特定排出水の増加した年月日	
		Cc、Cco	Cci Ccj
71 の 5:トリクロロエチレン又はトトラクロロエチレンによる洗浄施設	～平成 3 年 9 月 30 日 (1991 年)		平成 3 年 10 月 1 日～ (1991 年)
71 の 6:トリクロロエチレン又はトトラクロロエチレンによる蒸留施設			
71 の 3:一般廃棄物処理施設のうち、1 時間当たりの処理能力 200kg 以上、又は火格子面積が 2m ² 以上の焼却施設	～平成 10 年 6 月 16 日 (1998 年)		平成 10 年 6 月 17 日～ (1998 年)
71 の 4 イ:産業廃棄物処理施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類)のうち、1 時間当たりの処理能力 200kg 以上、又は火格子面積が 2m ² 以上の焼却施設*1			
71 の 4 ロ:産業廃棄物処理施設(廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設等)*2			
71 の 5:ジクロロメタンによる洗浄施設	～平成 12 年 2 月 29 日 (2000 年)		平成 12 年 3 月 1 日～ (2000 年)
71 の 6:ジクロロメタンによる蒸留施設			
63 の 3:石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	～平成 13 年 6 月 30 日 (2001 年)		平成 13 年 7 月 1 日～ (2001 年)
上記の番号以外の特定施設(昭和 55 年 6 月 30 日以前に指定されている特定施設)	～昭和 55 年 6 月 30 日 (1980 年)	昭和 55 年 7 月 1 日 (1980 年) ～平成 3 年 6 月 30 日 (1991 年)	平成 3 年 7 月 1 日～ (1991 年)

(4) 適用例 (C O D)

次の4通りの適用例を掲載しましたので、参考としてください。

<例-1>

特定施設ごとの基準日前に特定施設設置届出を提出し、それ以後特定施設の設置又は変更等による特定排出水の増加がない場合



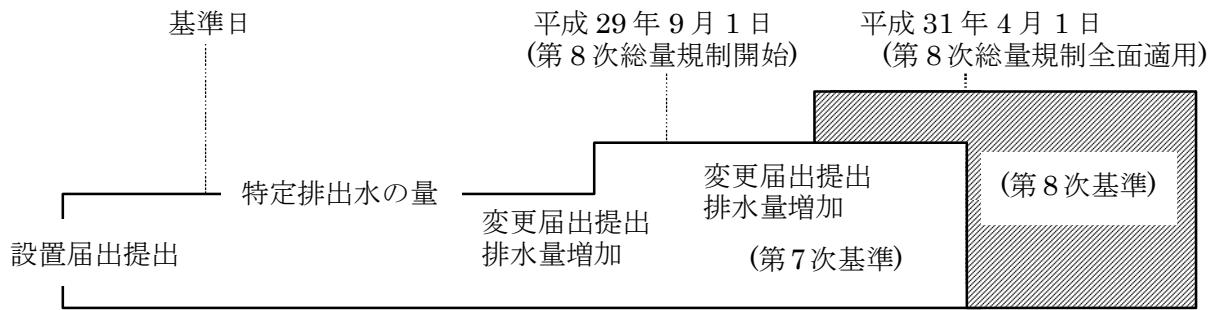
<例-2>

<例-1>の事業場が、平成 29 年 8 月 31 日以前に特定施設の設置又は変更等により特定排出水が増加した場合



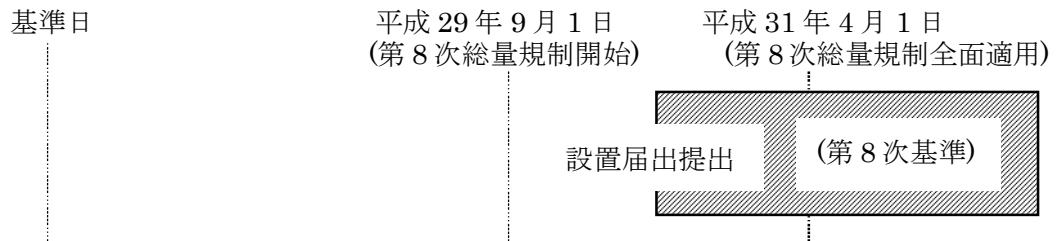
<例-3>

<例-2>の事業場が、平成 29 年 9 月 1 日以後に特定施設の設置又は変更等により特定排出水が増加した場合

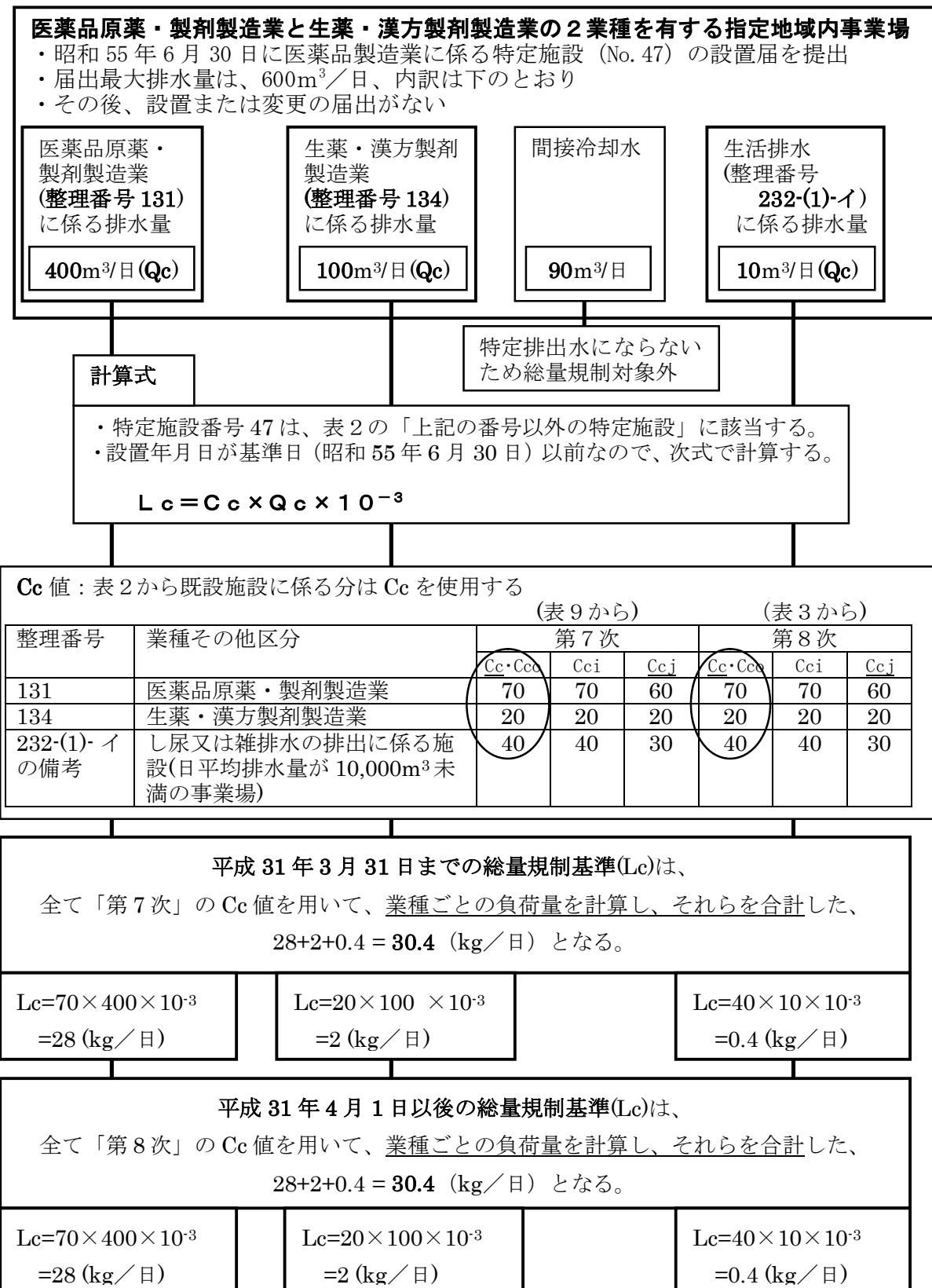


<例-4>

平成 29 年 9 月 1 日以後に新たに特定施設の設置届出を提出した場合



<例-1>特定施設ごとの基準日前に特定施設設置届出を提出し、それ以後特定施設の設置又は変更等による特定排出水の増加がない場合



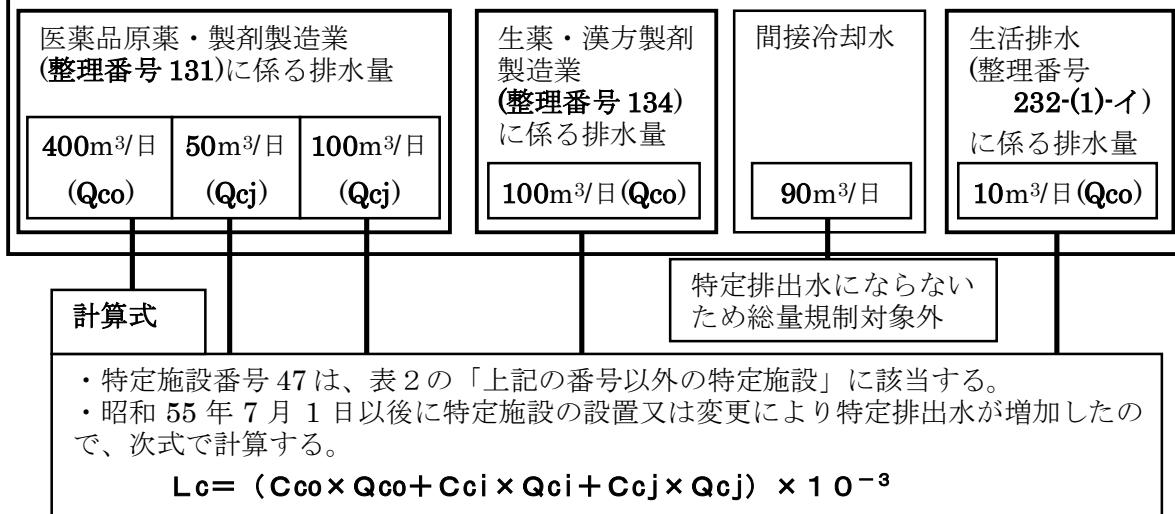
<例-2><例-1>の事業場が、平成29年8月31日以前に特定施設の設置又は変更等により特定排出水が増加した場合



<例-3><例-2>の事業場が、平成29年9月1日以後に特定施設の設置又は変更等により特定排出水が増加した場合

医薬品原薬・製剤製造業と生薬・漢方製剤製造業の2業種を有する指定地域内事業場

- 平成29年9月1日に医薬品製造業に係る特定施設(No.47)の変更届を提出
- 届出最大排水量は、 $650\text{m}^3/\text{日}$ から $100\text{m}^3/\text{日}$ 増加して $750\text{m}^3/\text{日}$ に
- 排水量の増加は医薬品原薬・製剤製造業に係る部分で、その他は変更なし



Cco、Ccj 値：表2から既設施設に係る分はCco値、増設施設分はCcj値を使用する
(表9から) (表3から)

整理番号	業種その他区分	第7次			第8次		
		C _c ・C _{co}	C _{ci}	C _{cj}	C _c ・C _{co}	C _{ci}	C _{cj}
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	70	70	60
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	20	20	20
232-(1)-イ の備考	し尿又は雑排水の排出に係る施 設(日平均排水量が $10,000\text{m}^3$ 未 満の事業場)	40	40	30	40	40	30

平成29年9月1日以後の増加分については、第8次の総量規制基準が適用される。
この場合、既設分と今回の増加分を分けて計算し、それらを合算する。

平成31年3月31日までの総量規制基準(Lc)は、
既設分は「第7次」、今回の増加分は「第8次」のCco、Ccj値を用いて、
業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、

$$\text{既設分 } 37+2+0.4 = 39.4 (\text{kg}/\text{日}) \text{ となる。}$$

$$\begin{aligned} Lc &= (70 \times 400 + 70 \times 0 + 60 \times 50) \\ &\quad + (70 \times 0 + 70 \times 0 + 60 \times 100) \times 10^{-3} \\ &= 37 (\text{kg}/\text{日}) \end{aligned}$$

(今後の増加分)

$$\begin{aligned} Lc &= (20 \times 100 + 20 \times 0 + 20 \times 0) \\ &\quad \times 10^{-3} = 2 (\text{kg}/\text{日}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} Lc &= (40 \times 10 + 40 \times 0 + 30 \times 0) \\ &\quad \times 10^{-3} = 0.4 (\text{kg}/\text{日}) \end{aligned}$$

平成31年4月1日以後の総量規制基準(Lc)は、
全て「第8次」のCco、Ccj値を用いて、業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、
 $37+2+0.4 = 39.4 (\text{kg}/\text{日})$ となる。

$$\begin{aligned} Lc &= (70 \times 400 + 70 \times 0 + 60 \times 150) \\ &\quad \times 10^{-3} = 37 (\text{kg}/\text{日}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} Lc &= (20 \times 100 + 20 \times 0 + 20 \times 0) \\ &\quad \times 10^{-3} = 2 (\text{kg}/\text{日}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} Lc &= (40 \times 10 + 40 \times 0 + 30 \times 0) \\ &\quad \times 10^{-3} = 0.4 (\text{kg}/\text{日}) \end{aligned}$$

<例-4>平成29年9月1日以後に新たに特定施設の設置届出を提出した場合

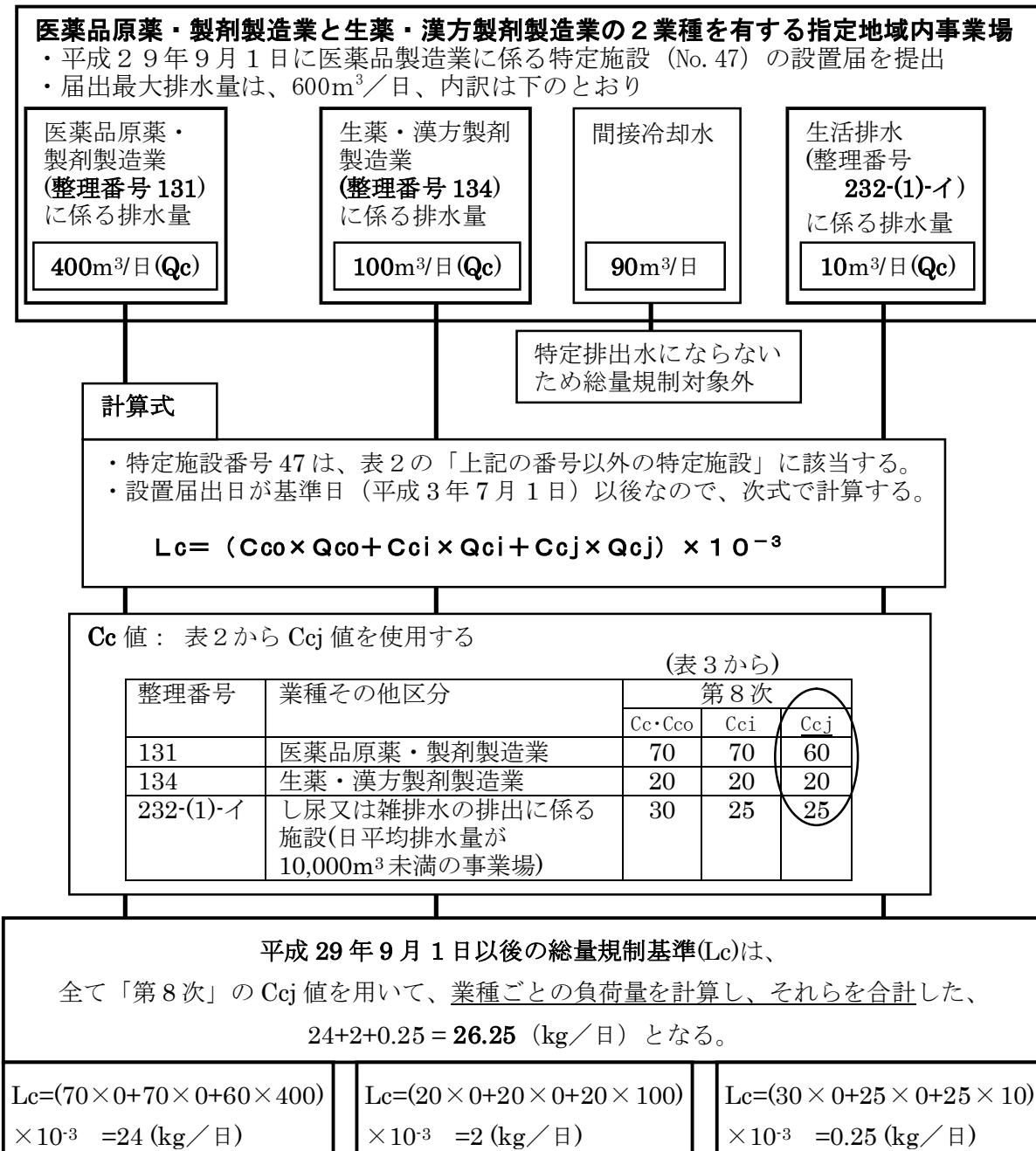


表3 化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第8次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量		
		(単位: mg/L)		
		Cc _o	Cci	Ccj
2	畜産農業	70	70	60
3	天然ガス鉱業	60	60	60
4	非金属鉱業	20	20	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	40	30
6	乳製品製造業	30	30	20
	備考 平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量にあっては	30	30	30
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	40	40	30
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30
9	寒天製造業	55	55	55
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20
12	冷凍水産物製造業	30	30	20
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	30	30
16	野菜漬物製造業	40	40	30
17	味そ製造業	70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40
19	うま味調味料製造業	20	20	20
20	ソース製造業	30	30	30
21	食酢製造業	60	50	30
22	砂糖精製業	40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30
24	小麦粉製造業	30	30	30
25	パン製造業	30	30	20
26	生菓子製造業	40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30
28	米菓製造業	40	40	40
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30
30	植物油脂製造業	40	40	30
31	動物油脂製造業	40	40	30
32	食用油脂加工業	40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	50	50	40
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40
35	めん類製造業	30	30	30
37	豆腐・油揚製造業	30	30	30
38	あん類製造業	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30
41	清涼飲料製造業	20	20	20
42	果実酒製造業	30	30	30
43	ビール製造業	30	30	30
44	清酒製造業	30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20
47	配合飼料製造業	20	20	20

は、C値を改定したもの

表3 化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第8次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量		
		(単位: mg/L)		
		Cc・ Cco	Cci	Ccj
48	単体飼料製造業	20	20	20
49	有機質肥料製造業	20	20	20
50	たばこ製造業	30	20	20
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	30	30
55	繊維工業(前項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るもの除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	75	75	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	50	50	50
63	繊維工業で織維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40
67	繊維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業 備考 接着機洗浄水を循環するものにあっては	30	30	30
		10	10	10
75	木材薬品処理業	20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしセミケミカルパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	70
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	50	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの 備考 精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあっては	70	70	60
		80	70	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	60	50

表3

化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第8次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量		
		(単位: mg/L)		
		Cc _• Cco	Cci	Ccj
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	90	90	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	50	40	40
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	20	20
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40
89	機械すき和紙製造業	60	60	60
90	手すき和紙製造業	90	90	80
91	塗工紙製造業	20	20	20
92	段ボール製造業	20	20	15
93	重包装紙袋製造業	70	70	70
94	セロファン製造業	25	25	15
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	80	60
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	20
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	50	50	50
101	製版業	50	50	50
102	窒素質・磷酸質肥料製造業	30	30	30
103	複合肥料製造業	30	30	30
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	30	30	30
105	ソーダ工業	20	20	20
106	電炉工業	20	20	20
107	無機顔料製造業 備考 黄鉛製造工程を有するものにあっては	20	20	20
	備考 黄鉛製造工程を有するものにあっては	60	60	50
108	無機化学工業製品製造業(整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。) 備考(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあっては 備考(2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては	20	20	20
	備考(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあっては	40	40	40
	備考(2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては	50	50	50
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの 備考(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては 備考(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては 備考(3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては	60	60	40
	備考(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては	150	150	150
	備考(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては	100	80	80
	備考(3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては	140	130	130
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの 備考 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては	50	50	30
	備考 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては	190	190	180
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの 備考 メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・ステレン共重合樹脂の製造工程にあっては	30	20	20
	備考 メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・ステレン共重合樹脂の製造工程にあっては	70	70	70
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの 備考(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては 備考(2) クロロブレンゴム製造工程にあっては	40	40	40
	備考(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては	50	50	50
	備考(2) クロロブレンゴム製造工程にあっては	130	130	130

表3 化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第8次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量		
		(単位: mg/L)		
		Cc・ Cco	Cci	Ccj
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの 備考(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては 備考(2) 有機農薬原体製造工程にあっては	50 270 180	50 260 180	50 260 160
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	40
115	脂肪族系中間物製造業 備考(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては 備考(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては 備考(3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては	60 210 100 140	60 210 80 130	50 190 80 130
116	メタン誘導品製造業	30	30	20
117	発酵工業	120	110	110
118	コールタール製品製造業	120	120	120
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 備考 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては	50 190	50 190	30 190
120	プラスチック製造業 備考(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては 備考(2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては	30 70 60	20 50 60	20 50 50
121	合成ゴム製造業 備考(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては 備考(2) クロロブレンゴム製造工程にあっては	40 70 130	40 70 130	40 70 130
122	有機化学工業製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。) 備考(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては 備考(2) 有機農薬原体製造工程にあっては	50 150 180	50 150 180	50 150 160
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30
125	合成繊維製造業 備考 アクリル系繊維製造工程にあっては	30 60	20 40	20 30
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40
129	塗料製造業	40	40	40
130	印刷インキ製造業	40	40	30
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60
132	医薬品製剤製造業	30	30	30
133	生物学的製剤製造業	30	30	30
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20
135	動物用医薬品製造業	60	60	50
136	火薬類製造業 備考 硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては	20 60	20 60	20 50
137	農薬製造業	30	30	20
138	合成香料製造業	120	110	110
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20

表3 化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第8次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位: mg/L)			
		Cc・ Cco	Cci	Ccj	
		は、C値を改定したもの			
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	160	160	130	
146	化学工業(整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	
	備考 潤滑油製造工程を有するものにあっては	30	30	30	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
	備考 硫酸洗浄工程を有するものにあっては	40	40	40	
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	(1) 日平均排水量が 10,000m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。	10	10	10
		(2) 日平均排水量が 10,000m ³ 未満の指定地域内事業場に限る。	15	10	10
157	板ガラス加工業	(1) 日平均排水量が 10,000m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。	10	10	10
		(2) 日平均排水量が 10,000m ³ 未満の指定地域内事業場に限る。	15	10	10
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	碎石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	
	備考 コークス炉を有するものにあっては	40	30	30	
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	20	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	

表3 化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第8次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量		
		(単位: mg/L)		
		Cc・ Cco	Cci	Ccj
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20
182	鋼管製造業	20	20	20
183	伸鉄業	10	10	10
184	磨棒鋼製造業	10	10	10
185	引抜钢管製造業	10	10	10
186	伸線業	10	10	10
187	プリキ製造業	20	20	20
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20
189	めっき钢管製造業	20	20	20
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10
192	鍛鋼製造業	10	10	10
193	鍛工品製造業	10	10	10
194	鋳鋼製造業	10	10	10
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10	10
196	鋳鉄管製造業	10	10	10
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10
198	鉄粉製造業	10	10	10
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10
200	非鉄金属製造業	15	10	10
201	電気めっき業	40	40	40
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	10
203	一般機械器具製造業	15	10	10
204	電子回路製造業	20	20	20
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	15	10	10
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10
207	精密機械器具製造業	10	10	10
208	ガス製造工場	20	20	20
209	下水道業 備考 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあっては	20 20	20 15	20 15
210	空瓶卸売業	30	20	20
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	30	30	20
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30
213	飲食店 備考 平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては	50 30	40 30	30 30
214	宿泊業 備考 平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては	50 30	40 30	30 30
215	リネンサプライ業	40	40	30
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	60	60	60
219	自動車整備業	20	20	20

表3

化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第8次)

整理番号	業種その他の区分	は、C値を改定したもの			
		化学的酸素要求量 (単位: mg/L)			
		Cc・ Cco	Cci	Ccj	
220	病院	40	30	30	
	備考 平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては	30	30	30	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。) 備考(1) 平成18年1月31日以前に設置されたものであって、当該算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下のもの((3)に掲げるものを除く。)にあっては 備考(2) (1)のうち、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては 備考(3) 平成18年1月31日以前に設置されたものであって、建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に定める性能を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては 備考(4) 平成18年2月1日以後に設置されるもののうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	30	30	30	
	40	30	30		
	40	40	30		
	30	20	20		
	15	15	15		
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。) 備考(1) 昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては 備考(2) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあっては	50	50	40	
	70	70	40		
	30	30	30		
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) 備考(1) 昭和62年6月30日以前に設置されたもの((2)に掲げるものを除く。)にあっては 備考(2) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	40	30	20	
	40	40	20		
	20	20	20		
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜場	40	40	40	
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場	20	20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	20	20	20	
232	整理番号2の項(1) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(整理番号221の項及び同222の項に係るもの)を除く。 (2) (1)に分類されないもの	ア 日平均排水量が10,000m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。 イ 日平均排水量が10,000m ³ 未満の指定地域内事業場に限る。 備考 イのうち、昭和62年6月30日以前に設置されたものにあっては	25	10	10
		30	25	25	
		40	40	30	
	(2) (1)に分類されないもの	20	10	10	

2 窒素含有量及び磷含有量

(1) 汚濁負荷量の算定

窒素含有量及び磷含有量に係る総量規制基準 (L_n 、 L_p) は、事業場の設置年月日等により次の式を基本として算定されます。

以下、磷含有量についてはnをpと読み替えてください。

ア 平成14年9月30日までに設置された事業場

$$L_n = C_n \times Q_n \times 10^{-3} \text{ (単位 : kg/日)}$$

L_n : 排出が許容される窒素含有量に関する汚濁負荷量 (単位 : kg/日)

C_n : 表4により確定した窒素含有量 (単位 : mg/L)

Q_n : 特定排出水の最大排水量 (単位 : m³/日)

イ 平成14年10月1日以後に新たに設置された事業場

アの事業場のうち、平成14年10月1日以後特定施設の設置又は変更がされた事業場

$$L_n = (C_{no} \times Q_{no} + C_{ni} \times Q_{ni}) \times 10^{-3} \text{ (単位 : kg/日)}$$

L_n : 排出が許容される窒素含有量に関する汚濁負荷量 (単位 : kg/日)

C_{no} 、 C_{ni} : 表4により確定した窒素含有量 (単位 : mg/L)

Q_{no} : 特定排出水の最大排水量 (Q_{ni} を除く) (単位 : mg/L)

Q_{ni} : 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は変更により増加した特定排出水の
最大排水量 (単位 : m³/日)

(2) C_n 値等 (基準値) の適用

C_n 値等 (基準値) は、特定施設の設置又は変更により特定排出水の量が増加した日によって、対象の特定排出水が C_{no} 、 C_{ni} のどれにあたるかを調べて、更に表4により業種その他の区分ごとに窒素含有量を確定します。 Q_{no} 、 Q_{ni} はそれぞれ C_{no} 、 C_{ni} に該当する特定排出水の最大排水量となります。

施設の設置年月日 (又は構造等の変更により特定排出水の増加した 年月日)	適用する C 値等
平成14年9月30日以前	C_n 、 C_{no} (Q_n 、 Q_{no})
平成14年10月1日以後	C_{ni} 、 (Q_{ni})

また、旅館、病院、飲食店等、主にし尿浄化槽により汚水の処理を行う事業場については、生活排水についても業種 (旅館、病院、飲食店等) の値を適用します。

(3) 第8次の総量規制基準の適用

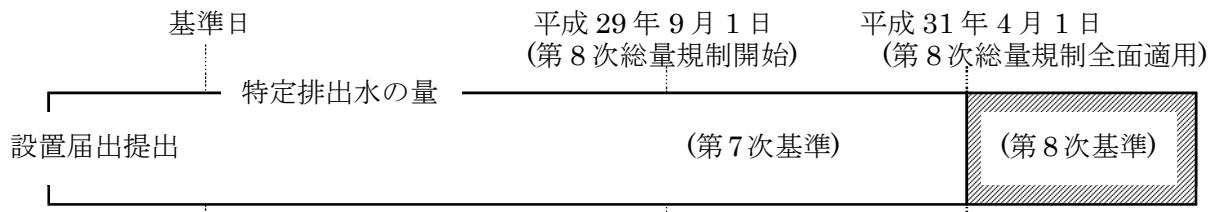
- ア 第8次の窒素含有量及び燐含有量に係る総量規制基準（以下「新基準」という。）は、平成29年9月1日から適用されます。新基準の適用により、C_n値等が変更になる業種があります。
- イ ただし、平成29年8月31日以前に設置された事業場（同日以前に届出されたものも含む。以下「既設事業場」という。）については、平成31年4月1日から新基準が適用されます。
- ウ なお、イの既設事業場であっても、平成29年9月1日以後、特定施設の設置又は変更の届出がされた場合、増加した特定排出水については、設置又は変更の日から新基準が適用されます。

(4) 適用例（窒素含有量）

次の4通りの適用例を掲載しましたので、参考としてください。

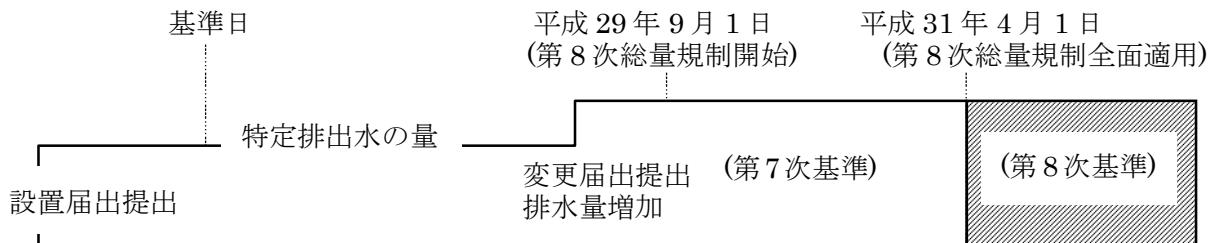
<例-1>

特定施設ごとの基準日前に特定施設設置届出を提出し、それ以後特定施設の設置又は変更等による特定排出水の増加がない場合



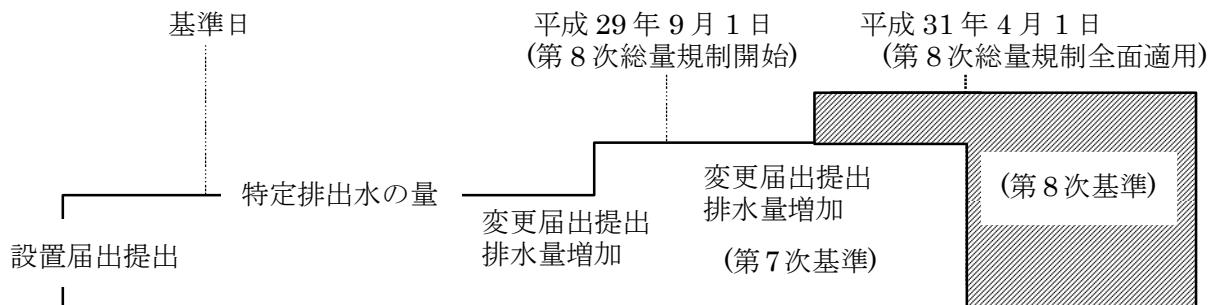
<例-2>

<例-1>の事業場が、平成 29 年 8 月 31 日以前に特定施設の設置又は変更等により特定排出水が増加した場合



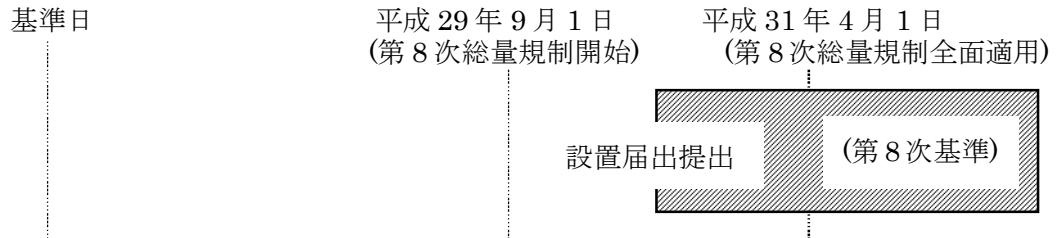
<例-3>

<例-2>の事業場が、平成 29 年 9 月 1 日以後に特定施設の設置又は変更等により特定排出水が増加した場合



<例-4>

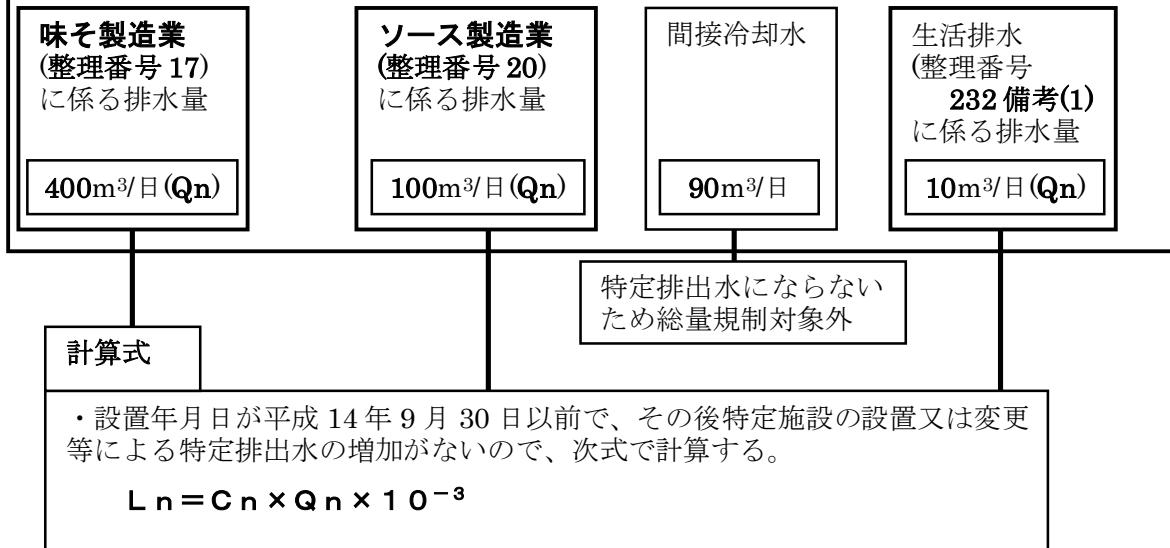
平成 29 年 9 月 1 日以後に新たに特定施設の設置届出を提出した場合



<例-1>平成14年9月30日以前に特定施設設置届出を提出し、それ以後特定施設の設置又は変更等による特定排出水の増加がない場合

味そ製造業とソース製造業の2業種を有する指定地域内事業場

- 昭和55年6月30日に味そ製造業等に係る特定施設(No.5)の設置届を提出
- 届出最大排水量は、 $600\text{m}^3/\text{日}$ 、内訳は下のとおり
- その後、設置または変更の届出がない



Cn 値：既設施設に係る分は **Cn** を使用する

(表10から)

(表4から)

整理番号	業種その他区分	第7次		第8次	
		Cn・Cno	Cni	Cn・Cno	Cni
17	味そ製造業	20	10	20	10
20	ソース製造業	20	10	20	10
232 備考(1)	し尿又は雑排水の排出に係る施設	35	20	35	20

平成31年3月31日までの総量規制基準(Ln)は、

全て「第7次」のCn値を用いて、業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、

$$8+2+0.35 = 10.35 \text{ (kg/日)}$$

$$\begin{aligned} L_n &= 20 \times 400 \times 10^{-3} \\ &= 8 \text{ (kg/日)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} L_n &= 20 \times 100 \times 10^{-3} \\ &= 2 \text{ (kg/日)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} L_n &= 35 \times 10 \times 10^{-3} \\ &= 0.35 \text{ (kg/日)} \end{aligned}$$

平成31年4月1日以後の総量規制基準(Ln)は、

全て「第8次」のCn値を用いて、業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、

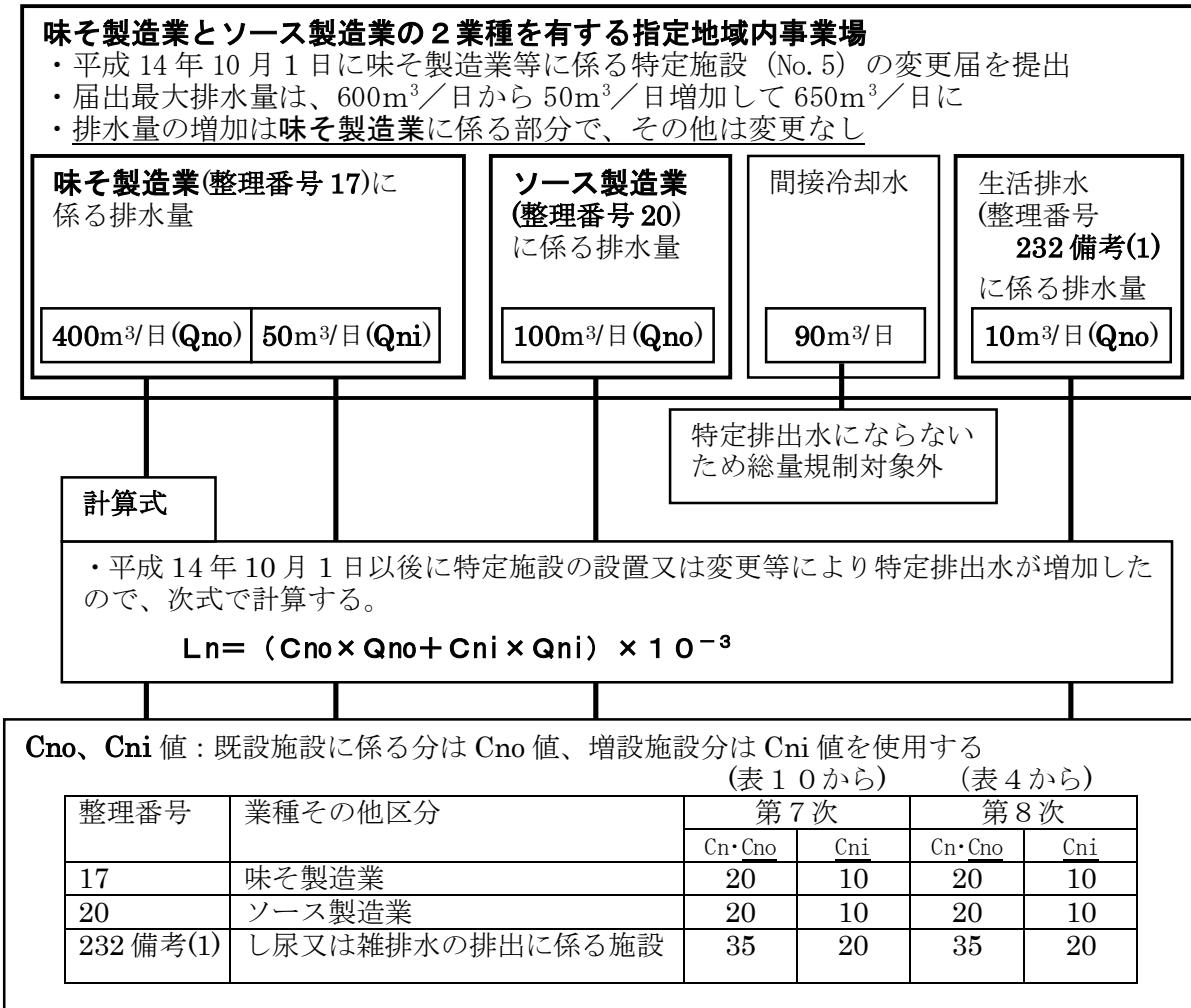
$$8+2+0.35 = 10.35 \text{ (kg/日)}$$

$$\begin{aligned} L_n &= 20 \times 400 \times 10^{-3} \\ &= 8 \text{ (kg/日)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} L_n &= 20 \times 100 \times 10^{-3} \\ &= 2 \text{ (kg/日)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} L_n &= 35 \times 10 \times 10^{-3} \\ &= 0.35 \text{ (kg/日)} \end{aligned}$$

<例－2><例－1>の事業場が、平成29年8月31日以前に特定施設の設置又は変更等により特定排出水が増加した場合



平成31年3月31日までの総量規制基準(L_n)は、
全て「第7次」のCn値を用いて、業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、

$$8.5+2+0.35 = 10.85 (\text{kg}/\text{日}) \text{ となる}$$

$L_n = (20 \times 400 + 10 \times 50) \times 10^{-3}$ $= 8.5 (\text{kg}/\text{日})$	$L_n = (20 \times 100 + 10 \times 0) \times 10^{-3}$ $= 2 (\text{kg}/\text{日})$	$L_n = (35 \times 10 + 20 \times 0) \times 10^{-3}$ $= 0.35 (\text{kg}/\text{日})$
---	--	--

平成31年4月1日以後の総量規制基準(L_n)は、
全て「第8次」のCn値を用いて、業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、

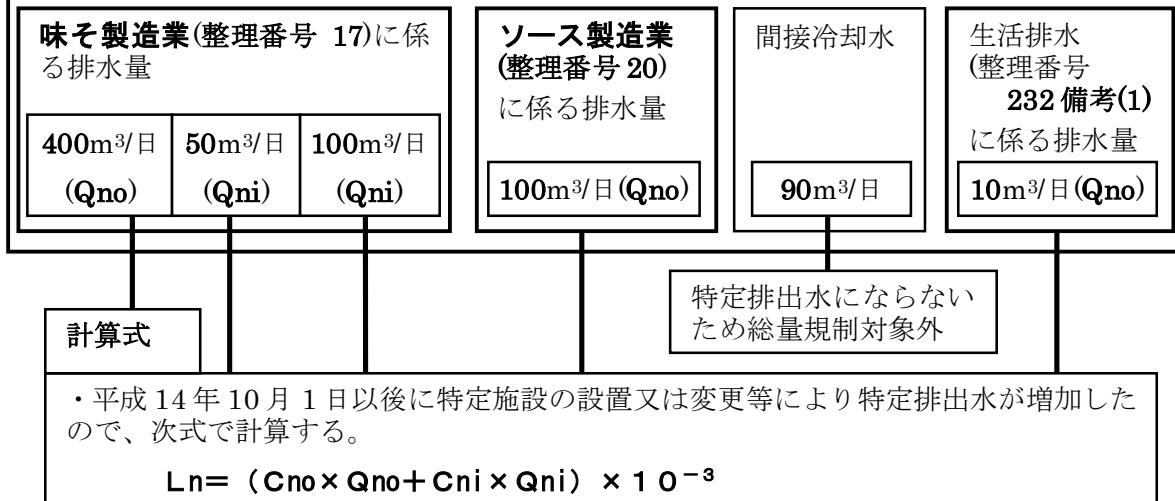
$$8.5+2+0.35 = 10.85 (\text{kg}/\text{日}) \text{ となる}$$

$L_n = (20 \times 400 + 10 \times 50) \times 10^{-3}$ $= 8.5 (\text{kg}/\text{日})$	$L_n = (20 \times 100 + 10 \times 0) \times 10^{-3}$ $= 2 (\text{kg}/\text{日})$	$L_n = (35 \times 10 + 20 \times 0) \times 10^{-3}$ $= 0.35 (\text{kg}/\text{日})$
---	--	--

<例-3><例-2>の事業場が、平成29年9月1日以後に特定施設の設置又は変更等により特定排出水が増加した場合

味そ製造業とソース製造業の2業種を有する指定地域内事業場

- ・平成29年9月1日に味そ製造業等に係る特定施設（No.5）の変更届を提出
- ・届出最大排水量は、 $650\text{m}^3/\text{日}$ から $100\text{m}^3/\text{日}$ 増加して $750\text{m}^3/\text{日}$ に
- ・排水量の増加は味そ製造業に係る部分で、その他は変更なし



Cno、Cni 値：既設施設に係る分は Cno 値、増設施設分は Cni 値を使用する
(表10から) (表4から)

整理番号	業種その他区分	第7次		第8次	
		Cn・Cno	Cni	Cn・Cno	Cni
17	味そ製造業	20	10	20	10
20	ソース製造業	20	10	20	10
232 備考(1)	し尿又は雑排水の排出に係る施設	35	20	35	20

平成29年9月1日以後の増加分については、第8次の総量規制基準が適用される。
この場合、既設分と今回の増加分を分けて計算し、それらを合算する。

平成31年3月31日までの総量規制基準(Ln)は、

既設分は「第7次」、今回の増加分は「第8次」の Cn 値を用いて、
業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、

既設分 $9.5+2+0.35=11.85$ (kg/日) となる

$$L_n = (20 \times 400 + 10 \times 50) + (20 \times 0 + 10 \times 100) \times 10^{-3} = 9.5 \text{ (kg/日)}$$

今回増加分

$$L_n = (20 \times 100 + 10 \times 0) \times 10^{-3} = 2 \text{ (kg/日)}$$

$$L_n = (35 \times 10 + 20 \times 0) \times 10^{-3} = 0.35 \text{ (kg/日)}$$

平成31年4月1日以後の総量規制基準(Ln)は、

全て「第8次」の Cn 値を用いて、業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、

$9.5+2+0.35=11.85$ (kg/日) となる

$$L_n = (20 \times 400 + 10 \times 150) \times 10^{-3} = 9.5 \text{ (kg/日)}$$

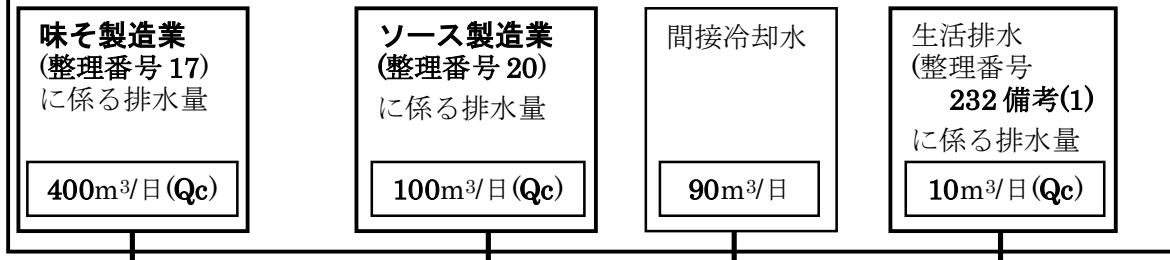
$$L_n = (20 \times 100 + 10 \times 0) \times 10^{-3} = 2 \text{ (kg/日)}$$

$$L_n = (35 \times 10 + 20 \times 0) \times 10^{-3} = 0.35 \text{ (kg/日)}$$

<例-4>平成29年9月1日以後に新たに特定施設の設置届出を提出した場合

味そ製造業とソース製造業の2業種を有する指定地域内事業場

- ・平成29年9月1日に味そ製造業等に係る特定施設(No.5)の設置届を提出
- ・届出最大排水量は、600m³/日、内訳は下のとおり



計算式

・平成14年10月1日以後に特定施設設置届出を提出したので、次式で計算する。

$$L_n = (C_{no} \times Q_{no} + C_{ni} \times Q_{ni}) \times 10^{-3}$$

Cn 値： Cni 値を使用する

(表4から)

整理番号	業種その他区分	第8次	
		Cn・Cno	Cni
131	味そ製造業	20	10
134	ソース製造業	20	10
232備考(1)	し尿又は雑排水の排出に係る施設	35	20

平成29年9月1日以後の総量規制基準(Ln)は、

全て「第8次」のCn値を用いて、業種ごとの負荷量を計算し、それらを合計した、

$$4+1+0.2 = 5.2 \text{ (kg/日)}$$

$L_n = (20 \times 0 + 10 \times 400) \times 10^{-3}$ $= 4 \text{ (kg/日)}$	$L_n = (20 \times 0 + 10 \times 100) \times 10^{-3}$ $= 1 \text{ (kg/日)}$	$L_n = (35 \times 0 + 20 \times 10) \times 10^{-3}$ $= 0.2 \text{ (kg/日)}$
--	--	---

表4

窒素含有量に係る総量規制基準（第8次）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
2	畜産農業	60	60
3	天然ガス鉱業	150	60
4	非金属鉱業	10	10
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	25	10
6	乳製品製造業	15	10
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10
9	寒天製造業	20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	25	10
12	冷凍水産物製造業	25	10
13	冷凍水産食品製造業	30	10
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	25	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10
16	野菜漬物製造業	15	10
17	味噌製造業	20	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	25	10
19	うま味調味料製造業	20	10
20	ソース製造業	20	10
21	食酢製造業	20	10
22	砂糖精製業	15	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	15	10
24	小麦粉製造業	20	10
25	パン製造業	20	10
26	生菓子製造業	15	10
27	ビスケット類・干菓子製造業	15	10
28	米菓製造業	15	10
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10
30	植物油脂製造業	10	10
31	動物油脂製造業	20	10
32	食用油脂加工業	15	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10
34	穀類でんぷん製造業	15	10
35	めん類製造業	15	10
37	豆腐・油揚製造業	20	10
38	あん類製造業	15	10
39	冷凍調理食品製造業	20	10
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10
41	清涼飲料製造業	15	10
42	果実酒製造業	15	10
43	ビール製造業	15	10
44	清酒製造業	15	10
45	蒸留酒・混成酒製造業	15	10
46	インスタントコーヒー製造業	20	10
47	配合飼料製造業	15	10
48	単体飼料製造業	20	10
49	有機質肥料製造業	20	10
50	たばこ製造業	20	10

表4

窒素含有量に係る総量規制基準（第8次）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	20	10
55	繊維工業(前項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	20	10
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	15	10
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	10	10
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。) 備考 綿織物捺染工程にあっては	10	10
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	20	10
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	15	10
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	10	10
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	20	10
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	15	10
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10
68	繊維工業(整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	10	10
75	木材薬品処理業	20	10
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	10	10
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	10	10
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	10	10
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしぱミグランドパルプ製造工程又は未さらしぱミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	10	10
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしぱミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしぱミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしぱミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしぱミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	10	10
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしぱラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	10	10
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしぱラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしぱラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	10	10
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	10	10
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	10	10

表4

窒素含有量に係る総量規制基準（第8次）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	10	10
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	10	10
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	10	10
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	10	10
89	機械すき和紙製造業	10	10
90	手すき和紙製造業	10	10
91	塗工紙製造業	10	10
92	段ボール製造業	10	10
93	重包装紙袋製造業	10	10
94	セロファン製造業	20	10
95	乾式法による纖維板製造業	20	10
96	纖維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	20	10
101	製版業	20	10
102	窒素質・燐酸質肥料製造業	15	10
	備考(1) アンモニア製造工程にあっては	40	30
	備考(2) アンモニア誘導品製造工程にあっては	200	200
	備考(3) 尿素製造工程にあっては	700	700
103	複合肥料製造業	20	10
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	10	10
105	ソーダ工業	10	10
106	電炉工業	15	10
107	無機顔料製造業	25	20
	備考 黄鉛顔料製造工程にあっては	50	40
108	無機化学工業製品製造業(整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	15
	備考(1) バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては	50	40
	備考(2) 酸化コバルト製造工程にあっては	50	40
	備考(3) モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては	50	40
	備考(4) イットリウム酸化物製造工程にあっては	50	40
	備考(5) 酸化銀製造工程にあっては	50	40
	備考(6) 酸化ジルコニウム製造工程にあっては	50	40
	備考(7) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては	50	40
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10
	備考 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	50	40
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10
	備考 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては	50	15

表4

窒素含有量に係る総量規制基準（第8次）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	15	10
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10
	脂肪族系中間物製造業	25	10
115	備考(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては	300	300
	備考(2) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	45	20
116	メタン誘導品製造業	15	10
117	発酵工業	15	10
118	コールタール製品製造業	330	170
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10
	備考 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	30	10
120	プラスチック製造業	15	10
	備考 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては	20	10
121	合成ゴム製造業	15	10
	備考 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては	40	20
122	有機化学工業製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	10
	備考(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	20	15
	備考(2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては	20	15
	備考(3) メラミン製造工程にあっては	850	850
	備考(4) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあっては	15	10
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	10	10
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10
125	合成繊維製造業	10	10
	備考 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	50	35
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	10	10
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10
129	塗料製造業	15	10
130	印刷インキ製造業	15	10
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10
	備考 医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては	25	20
132	医薬品製剤製造業	10	10
133	生物学的製剤製造業	10	10
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10
135	動物用医薬品製造業	15	10
136	火薬類製造業	15	10
137	農薬製造業	15	10
138	合成香料製造業	15	10
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	15	10
143	写真感光材料製造業	15	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	10	10
145	イオン交換樹脂製造業	15	10
146	化学工業(整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10
147	石油精製業	25	10
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10
149	コークス製造業	500	320

表4

窒素含有量に係る総量規制基準（第8次）

は、C値を改定したもの

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
150	石油コークス製造業	20	10
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	10	10
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	15	10
154	なめしかわ製造業	20	10
155	毛皮製造業	10	10
156	板ガラス製造業	15	10
157	板ガラス加工業	15	10
158	ガラス製加工素材製造業	10	10
159	ガラス容器製造業	10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	15	10
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10
164	ガラス・同製品製造業(整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10
165	生コンクリート製造業	10	10
166	コンクリート製品製造業	10	10
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	15	10
168	黒鉛電極製造業	10	10
169	碎石製造業	10	10
170	鉱物・土石粉碎等処理業	10	10
172	うわ葉製造業	10	10
173	高炉による製鉄業	15	10
	備考(1) コークス製造工程にあっては	500	320
	備考(2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	65	40
175	フェロアロイ製造業	15	10
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
179	熱間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
180	冷間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	65	40
181	冷間ロール成型形鋼製造業	10	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
182	鋼管製造業	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
183	伸鉄業	10	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
184	磨棒鋼製造業	10	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	45	40
185	引抜钢管製造業	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
186	伸線業	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
187	ブリキ製造業	10	10

表4

窒素含有量に係る総量規制基準（第8次）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
188	亜鉛鉄板製造業	10	10
189	めっき钢管製造業	40	10
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
192	鍛鋼製造業	10	10
193	鍛工品製造業	15	10
194	铸鋼製造業	10	10
195	銑鉄鑄物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10
196	铸鉄管製造業	10	10
197	可鍛鉄製造業	10	10
198	鉄粉製造業	10	10
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
200	非鉄金属製造業	15	10
201	電気めっき業	20	10
	備考 窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては	50	35
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	35	10
	備考(1) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	40	25
	備考(2) アルマイド加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	55	35
203	一般機械器具製造業	20	10
204	電子回路製造業	15	10
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	15	10
	備考 半導体素子製造工程にあっては	20	15
206	輸送用機械器具製造業	15	10
	備考 自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	20	10
207	精密機械器具製造業	15	10
	備考 時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては	30	10
208	ガス製造工場	10	10
209	下水道業	25	15
	備考(1) 流域下水道終末処理場にあっては	20	10
	備考(2) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	15	15
	備考(3) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理する流域下水道終末処理場(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	10	10
210	空瓶卸売業	20	10
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	15	10
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	15	10
213	飲食店	25	15
214	宿泊業	25	15
215	リネンサプライ業	10	10
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	20	10

表4

窒素含有量に係る総量規制基準（第8次）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	20	15
219	自動車整備業	15	10
220	病院	35	15
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。) 備考(1) 建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に定める性能を有するし尿浄化槽又は同条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては 備考(2) し尿のみを処理するものにあっては	35 20 50	20 15 20
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。) 備考(1) 建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に定める性能を有するし尿浄化槽又は同条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては 備考(2) し尿のみを処理するものにあっては	35 20 50	20 15 20
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	20	10
224	ごみ処理業	20	10
225	廃油処理業	15	10
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	30	10
227	死亡獣畜取扱業	25	15
228	と畜場	25	15
229	中央卸売市場	25	15
230	地方卸売市場	20	15
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	25	15
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 備考(1) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(整理番号221の項及び同222の項に係るものを除く。)にあっては 備考(2) 発電所で貫流型ボイラーに使用する工程に係るものにあっては	35 35 45	15 20 10

表5

燐含有量に係る総量規制基準（第8次）

整理番号	業種その他の区分	燐含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cp・Cpo	Cpi
2	畜産農業	8	8
3	天然ガス鉱業	1.5	1
4	非金属鉱業	1	1
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	4	1
6	乳製品製造業	5	1.5
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	5.5	1
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1
9	寒天製造業	3	1.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	1
12	冷凍水産物製造業	3	1.5
13	冷凍水産食品製造業	4	1
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	3	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	3	1
16	野菜漬物製造業	2.5	1
17	味噌製造業	4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	4.5	1.5
19	うま味調味料製造業	1.5	1
20	ソース製造業	3	1
21	食酢製造業	3	1.5
22	砂糖精製業	1.5	1
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5
24	小麦粉製造業	3	1.5
25	パン製造業	2.5	1
26	生菓子製造業	3	1
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1
28	米菓製造業	3	1.5
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	1.5
30	植物油脂製造業	2.5	1
備考 米糠を原料として使用するものにあっては		4	1
31	動物油脂製造業	2	1
32	食用油脂加工業	2.5	1
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	2	1
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5
35	めん類製造業	3	1
37	豆腐・油揚製造業	4	1
38	あん類製造業	3.5	1
39	冷凍調理食品製造業	4	1
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	2.5	1
41	清涼飲料製造業	2.5	1
42	果実酒製造業	1.5	1
43	ビール製造業	3	1.5
44	清酒製造業	1.5	1
45	蒸留酒・混成酒製造業	2	1
46	インスタントコーヒー製造業	2.5	1
47	配合飼料製造業	2	1
48	単体飼料製造業	2	1
49	有機質肥料製造業	1.5	1
50	たばこ製造業	2	1

表5

燐含有量に係る総量規制基準（第8次）

整理番号	業種その他の区分	燐含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cp・Cpo	Cpi
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	2	1
55	繊維工業(前項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものと除く。以下同じ。)で 整毛工程に係るもの	2	1
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色 整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」とい う。)を含む。)に係るもの	1	1
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	2	1
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	2	1
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るも の	2	1
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係る もの	1.5	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	2	1
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	1	1
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1	1
66	繊維工業で上塗りした繊物及び防水した繊物製造工程に係るもの	1	1
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1
68	繊維工業(整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1	1
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	1	1
75	木材薬品処理業	2	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	1	1
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	1	1
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグラ ンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	1	1
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしきミグランドパルプ製造工程又は未 さらしきミカカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしきミグランドパルプ製造工程(前工程 の未さらしきミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしきミカカルパルプ製造工 程(前工程の未さらしきミカカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	2	1
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしきクラフトパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	1	1
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしきクラフトパルプ製造工程(前工程の未 さらしきクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	1	1
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	1	1
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパル プ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	1	1
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ 製造工程に係るもの	1	1
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパル プ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、 リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限 る。)に係るもの	1	1
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるもの を除く。)	1	1

表5

燐含有量に係る総量規制基準（第8次）

整理番号	業種その他の区分	燐含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cp・Cpo	Cpi
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	1	1
89	機械すき和紙製造業	1	1
90	手すき和紙製造業	1	1
91	塗工紙製造業	1	1
92	段ボール製造業	1	1
93	重包装紙袋製造業	1	1
94	セロファン製造業	1	1
95	乾式法による纖維板製造業	1	1
96	纖維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	1	1
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1	1
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	2	1
101	製版業	2	1
102	窒素質・燐酸質肥料製造業	2	1
103	複合肥料製造業	25	1
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	1	1
105	ソーダ工業	1.5	1
106	電炉工業	2	1
107	無機顔料製造業	1	1
108	無機化学工業製品製造業(整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1
	備考 燐及び燐化合物製造工程にあっては	2	1
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1
	備考 燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては	6.5	4
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1	1
	備考 燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては	2.5	1
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	1.5	1
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	1	1
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	1	1
	備考 燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては	2.5	1
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1
115	脂肪族系中間物製造業	1.5	1
	備考 燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては	4	2.5
116	メタン誘導品製造業	2	1
117	発酵工業	1.5	1
118	コールタール製品製造業	2	1
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	1.5	1
	備考 燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては	6.5	4
120	プラスチック製造業	2	1
121	合成ゴム製造業	1.5	1
122	有機化学工業製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1
125	合成纖維製造業	1	1
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1

表5

燐含有量に係る総量規制基準（第8次）

整理番号	業種その他の区分	燐含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cp・Cpo	Cpi
129	塗料製造業	1.5	1
130	印刷インキ製造業	2	1
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1
132	医薬品製剤製造業	1	1
133	生物学的製剤製造業	1	1
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1
135	動物用医薬品製造業	2	1
136	火薬類製造業	1.5	1
137	農薬製造業	2	1
138	合成香料製造業	2	1
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	2	1
143	写真感光材料製造業	1.5	1
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	1.5	1
145	イオン交換樹脂製造業	1	1
146	化学工業(整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1
147	石油精製業	1	1
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1
149	コークス製造業	1	1
150	石油コークス製造業	2	1
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	1.5	1
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	1	1
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	1.5	1
154	なめしかわ製造業	2	1
155	毛皮製造業	2	1
156	板ガラス製造業	1	1
157	板ガラス加工業	2	1
158	ガラス製加工素材製造業	1.5	1
159	ガラス容器製造業	1	1
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	1	1
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	1	1
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	1	1
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	1	1
164	ガラス・同製品製造業(整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1	1
165	生コンクリート製造業	1	1
166	コンクリート製品製造業	1	1
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	1.5	1
168	黒鉛電極製造業	1	1
169	碎石製造業	1	1
170	鉱物・土石粉碎等処理業	1	1
172	うわ薬製造業	1	1
173	高炉による製鉄業	1	1
175	フェロアロイ製造業	1	1
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	1	1

表5

燐含有量に係る総量規制基準（第8次）

整理番号	業種その他の区分	燐含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cp・Cpo	Cpi
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	1	1
179	熱間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	1	1
180	冷間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	1	1
181	冷間ロール成型形鋼製造業	1	1
182	钢管製造業	1	1
183	伸鉄業	1	1
184	磨棒鋼製造業	1	1
185	引抜钢管製造業	1.5	1
186	伸線業	1	1
187	ブリキ製造業	2	1
188	亜鉛鉄板製造業	1	1
189	めっき钢管製造業	1	1
190	めっき鉄鋼線製造業	1	1
191	表面処理鋼材製造業(整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1	1
192	鍛鋼製造業	1	1
193	鍛工品製造業	2	1
194	鋳鋼製造業	1.5	1
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。)	1	1
196	鋳鉄管製造業	1	1
197	可鍛鋳鉄製造業	1.5	1
198	鉄粉製造業	1	1
199	鉄鋼業(整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1	1
200	非鉄金属製造業	1	1
201	電気めっき業	1.5	1
	備考 燐又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	2.5	1
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1
	備考(1) 溶融めっき工程(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	2.5	1
	備考(2) アルマイド加工工程(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	8	1
203	一般機械器具製造業	2	1
204	電子回路製造業	1	1
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	2	1
	備考 民生用電気機械器具製造工程(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	3	1
206	輸送用機械器具製造業	1	1
	備考 自動車・同付属品製造工程(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	1.5	1
207	精密機械器具製造業	1.5	1
208	ガス製造工場	2	1
209	下水道業	2.5	1
	備考 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の燐を除去できる方法より高度に下水中の燐を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の燐を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	1.5	1
210	空瓶卸売業	4	2
211	共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 6 条に規定する施設をいう。)	3	1.5
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	6	1.5
213	飲食店	3	2

表5

燐含有量に係る総量規制基準（第8次）

整理番号	業種その他の区分	燐含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cp・Cpo	Cpi
214	宿泊業	4	2
215	リネンサプライ業	4	1
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	2.5	1
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	4	2
219	自動車整備業	2.5	2
220	病院	5	2
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	5	2
	備考(1) 建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に定める性能を有するし尿浄化槽又は同条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	2.5	2
	備考(2) し尿のみを処理するものにあっては	8	2
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	5	2
	備考(1) 建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に定める性能を有するし尿浄化槽又は同条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	2.5	2
	備考(2) し尿のみを処理するものにあっては	8	2
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものと除く。)	2	1
224	ごみ処理業	1	1
225	廃油処理業	1	1
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	1	1
227	死亡獣畜取扱業	2	2
228	と畜場	4	2
229	中央卸売市場	4	2
230	地方卸売市場	2.5	1.5
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	4	2
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 備考 指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(整理番号221の項及び同222の項に係るものと除く。)にあっては	3 5	2 2

III 汚濁負荷量の測定

[排水量に基づく測定回数・方法の指定]

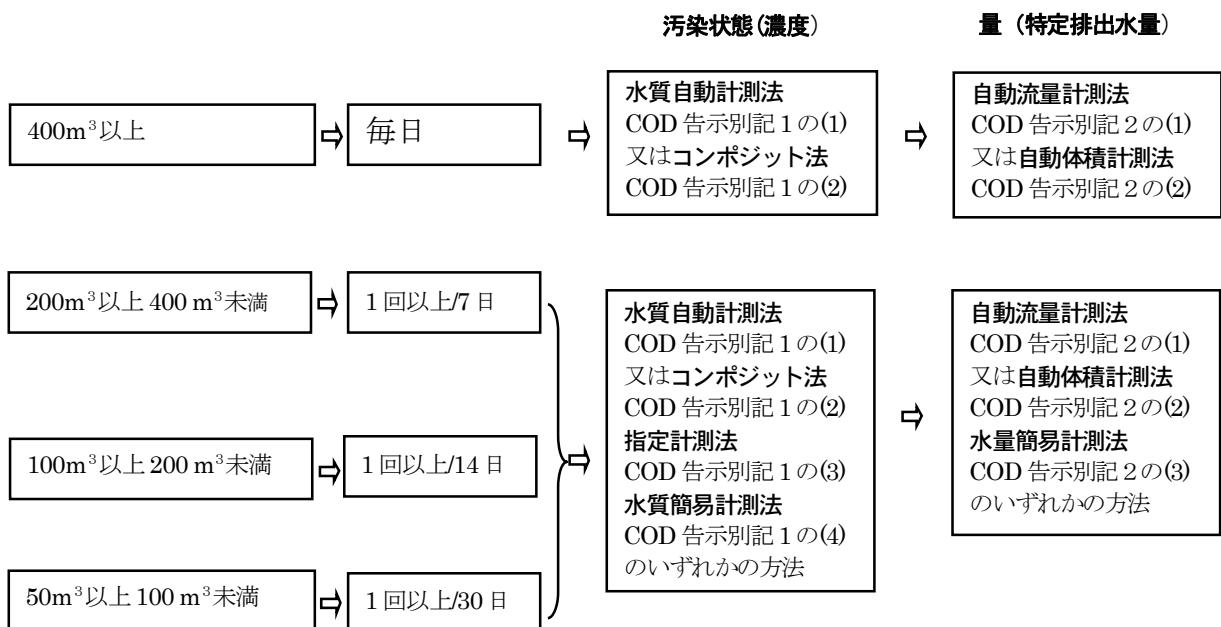
汚濁負荷量を求めるためには、排水の化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量の計測と、同日の排水量の計測が必要です。

1 化学的酸素要求量（COD）

汚濁負荷量の測定方法は、指定地域内事業場の日平均排水量に応じて、測定回数及び測定方法が規則及び環境庁の告示（「化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法」（昭和54年環境庁告示第20号）。以下「COD告示」と記す。）で指定されています。

測定回数・方法をまとめたものを図5に示します。

図5 汚濁負荷量の測定回数・方法（COD）



(注) 日平均排水量400m³以上の場合はCODの計測方法は、水質自動計測法によることが技術的に適当でない場合、その他この計測法によりがたいと認められる場合（水質自動測定器による計測値から換算式を用いて化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測することが類似の指定地域内事業場の事例、水質組成変動等により明らかに困難であることから技術的に適当でないと知事が認める場合）のみコンポジット法によることができる。

(1) CODの計測方法

告示によって指定されたCODの計測方法は、次の4種類です。

ア 水質自動計測法（COD告示別記1の(1)）

自動的に採取された特定排出水の水質を代表する試料が自動的に計量の部分に供給され、その有機性物質に関する汚染状態を自動的に計測できる機器であって、自動的に計測結果を記録

する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより試料の汚染状態を計測し、換算式（あらかじめ当該機器による計測値と指定計測法による計測値との関係から求めたもの：（注））を用いて化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法。

COD計測器、UV計測器、TOC計測器、TOD計測器等がある。

〔例〕換算式を用いて換算した水質自動計測器の計測結果の例

図6 データが分散する場合

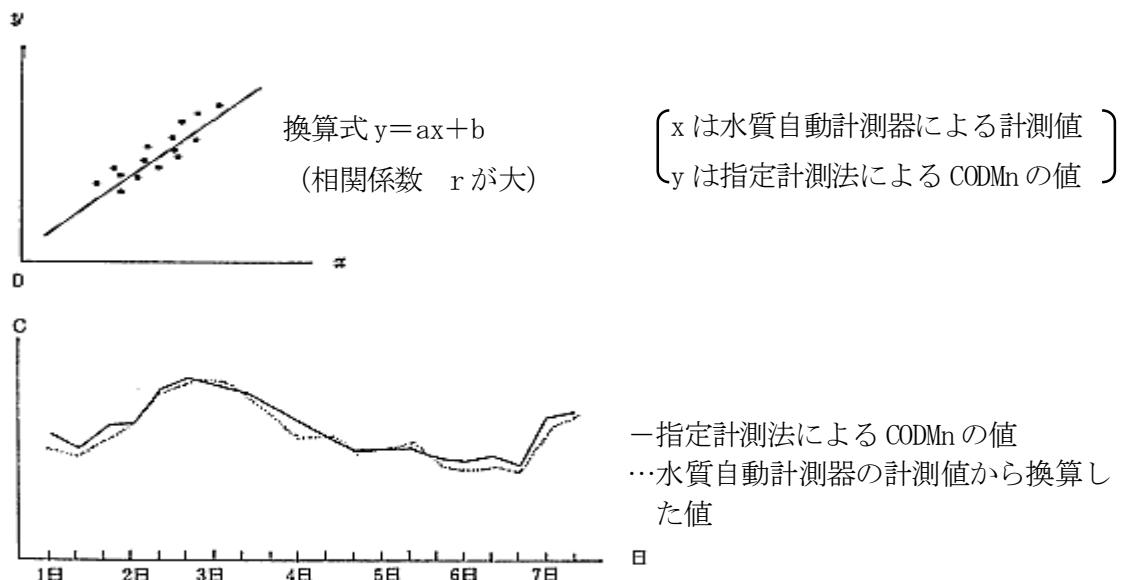
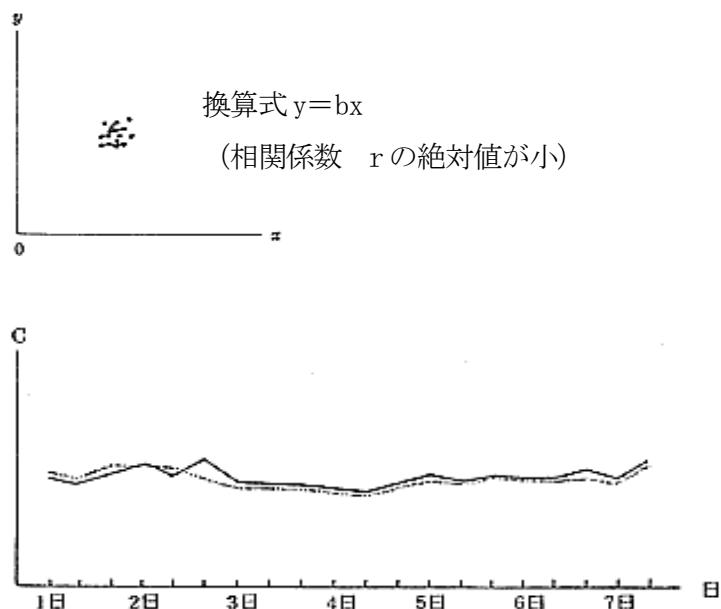


図7 データが集中する場合



(注) 換算式

換算式の検証は、原則として1年を超えない期間に20対以上の試料をもって行ってください。ただし、特定施設の使用の方法、汚水等の処理方法等の変更により特定排出水の特性が変わる場合は、その都度換算式の検証を行ってください。

なお、換算式の検証にあたっては、環境計量士等計測に関する所要の技術を有するものにより行ってください。

イ コンポジット法 (COD告示別記1の(2))

自動的に流量に比例して排水を採取する装置（コンポジットサンプラー）によって採取された試料の汚染状態を、日本工業規格K0102の17により測定する方法（昭和49年環境庁告示第64号の第30号）。

ウ 指定計測法 (COD告示別記1の(3))

コンポジットサンプラー以外の採水器を使用して採取した試料の汚染状態を、日本工業規格K0102の17により測定する方法（昭和49年環境庁告示第64号の第30号）。

なお、この計測法による場合にあっては、1日につき3回以上特定排出水の水質を代表する試料を採取することが必要です。

エ 水質簡易測定法 (COD告示別記1の(4))

試料容器や採水器を使用して採取した試料の汚染状態を、有機性物質に関する汚染状態を計測することができる方法により計測し、換算式を用いて化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法。

アの水質自動計測法と同様な原理に基づく方法で計測のみが自動化されている実験室用の計測器や携帯用の簡易COD計測器等がこれに該当します。

また換算式の修正もアと同様に必要です。

なお、この計測法による場合にあっては、1日につき3回以上特定排出水の水質を代表する試料を採取することが必要です。

(2) 特定排出水の量の計測方法

告示によって指定された特定排出水の量の計測方法は、次の3種類です。

ア 自動流量計測法 (COD告示別記2の(1))

流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機械と接続されているものにより水量を計測する方法。

自動流量計等の種類は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第9号ロに掲げる排水流量計若しくは同条第6号ロに掲げる排水流速計又はこれ以外の流量計等であって、所要の計測精度を有する測定器をいいます。

(ア) 流量計

せき式排水流量計、フリューム式排水流量計、流速水位式排水流量計、面積式排水流量計、差圧式排水流量計、傾斜板式排水流量計、羽根車式排水流量計、回転球式排水流量計、渦式排水流量計、超音波式排水流量計、電磁式排水流量計

(イ) 流速計

羽根式排水流速計、渦式排水流速計、超音波式排水流速計、電磁式排水流速計

イ 自動体積計測法 (C O D 告示別記2の(2))

積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機械と接続されているものにより水量を計測する方法。

自動積算体積計の種類は、計量法施行令第2条第5号イ(7)に掲げる排水積算体積計又はこれ以外の体積計であって、所要の計測精度を有する計測器をいいます。

(ア) 積算体積計

せき式排水積算体積計、フリューム式排水積算体積計、流速水位式排水積算体積計、面積式排水積算体積計、分割実測式排水積算体積計、差圧式排水積算体積計、傾斜板式排水積算体積計、羽根車式排水積算体積計、回転球式排水積算体積計、渦式排水積算体積計、超音波式排水積算体積計、電磁式排水積算体積計があります。

機器の選定にあたっては、測定場所の形状、特定排出水の水質の特性等に応じて適切なものを選定してください。

(イ) 水量自動流量計等及び水量自動積算体積計による計測結果は、記録紙に印字(デジタル表示)又は図形(アナログ表示)により記録してください。

ウ 水量簡易計測法 (C O D 告示別記2の(3))

水量簡易計測法は、日本工業規格K0094の8に該当する方法を用いて水量を計測する方法のほか、特定排出水の量の計測器として水道メーターを用いる方法等日本工業規格K0094の8と同程度の計測結果が得られる方法です。この場合、水道メーター等は計測結果を自動的に記録する機能を持つことや、その機能のある機器と接続されていることを必要としてはいません。

表6 水量簡易計測法の種類

(1) 容器による測定
(2) 直角三角せきによる測定
(3) 四角せきによる測定
(4) 全幅せきによる測定

(日本工業規格 K0094の8)

表7 流量とその測定方法の区分

適用流量 (m ³ /秒)	測定方法の種類
0.01未満	容器による測定
0.01以上 0.05未満	直角三角せきによる測定
0.05以上 0.15未満	四角せきによる測定
0.15以上	全幅せきによる測定

(日本工業規格 K0094の8)

(3) その他の測定方法により特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法

ア 用水の量を計測する方法

用水の量と特定排出水の量の関係が一定であり、直接的に特定排出水の量を計測した場合と同程度の計測精度を有すると認められる小規模な生活排水等（原則として流域下水道、公共下水道を除く。）の場合は、用水の量を計測し、あらかじめ当該特定排出水の量及び用水の量の関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより計測できるものです。

(ア) 日平均排水量が 400 m^3 以上の指定地域内事業場が、特定排出水の量を用水の量を計測することにより算定しようとするときは、COD告示別記2の(1)又は(2)の計測法（自動流量計測法又は自動体積計測法）により実施してください。

(イ) 日平均排水量が 400 m^3 未満の指定地域内事業場が特定排出水の量を用水の量を計測することにより算定しようとするときは、COD告示別記2の(1)若しくは(2)の計測法又はCOD告示別記2の(3)（水量簡易計測法）の計測法のいずれかの計測法によるすることができます。

イ 差し引き方式により算定する方法

特定排出水に冷却水等の特定排出水以外の排出水が混入しており、これらを分離して特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態及び特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚濁負荷量を算定することが実際上排水系統の状況により困難な場合であって、排出水及び特定排出水以外の排出の化学的酸素要求量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測することによってそれぞれの汚濁負荷量を求め、排出水の汚濁負荷量から特定排出水以外の汚濁負荷量を差し引くことにより、特定排出水の汚濁負荷量を算定することが適当であると認められる場合は、この測定方法によることができます。

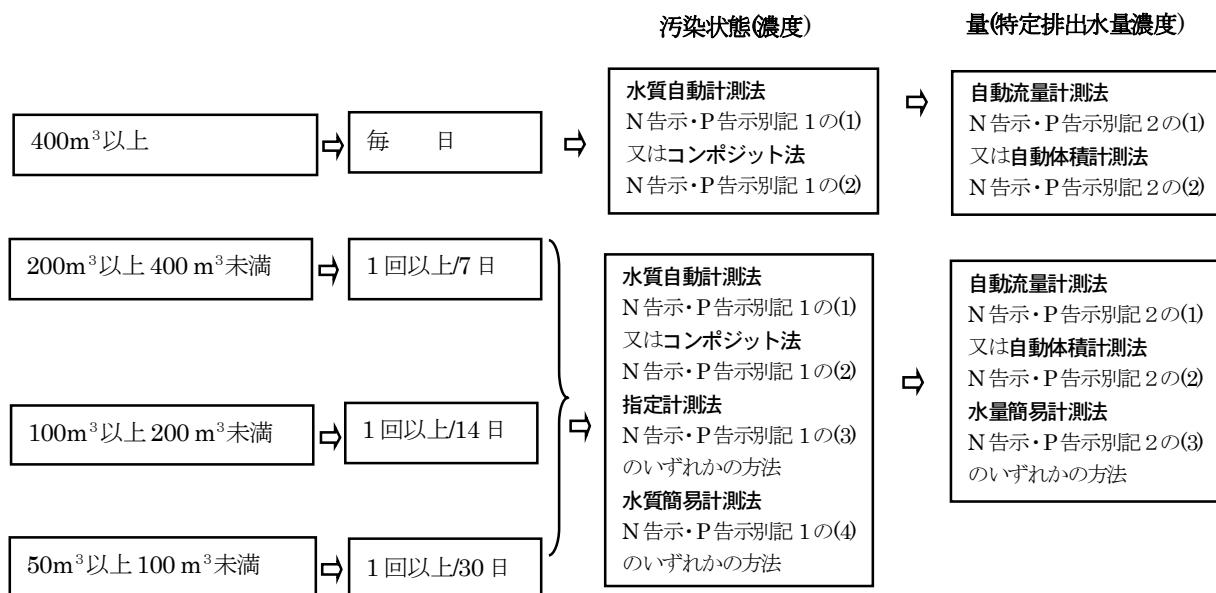
なお、この方法により算定される特定排出水の汚濁負荷量は、直接的に特定排出水の汚濁負荷量を求めた場合と同程度の測定精度を有することが必要です。

2 窒素含有量及び燐含有量

汚濁負荷量の測定方法は、CODの場合と同様に、日平均排水量に応じて、測定回数及び測定方法が規則及び環境省告示「窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法」（平成13年環境省告示第77号。以下「N告示」と記す。）、「燐含有量に係る汚濁負荷量の測定方法」（平成13年環境省告示第78号。以下「P告示」と記す。）で指定されています。測定回数はCODと同じです。

測定回数・方法をまとめたものを図8に示します。

図8 汚濁負荷量の測定回数・方法（窒素含有量、燐含有量）



(注) 日平均排水量400m³以上の場合の窒素含有量及び燐含有量の計測方法は、水質自動計測法によることが技術的に適当でない場合、その他のこの計測法によりがたいと認められる場合のみコンポジット法によることができる。

(1) 窒素含有量及び燐含有量の計測方法

告示によって指定された窒素含有量及び燐含有量の計測方法は、それぞれ次の4種類です。

ア 水質自動計測法（N告示別記1の(1)、P告示別記1の(1)）

自動的に採取された特定排出水の水質を代表する試料が自動的に計量の部分に供給され、その窒素含有量又は燐含有量に関する汚染状態を自動的に計測できる機器であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより試料の汚染状態を計測する方法。

イ コンポジット法（N告示別記1の(2)、P告示別記1の(2)）

自動的に流量に比例して排水を採取する装置（コンポジットサンプラー）によって採取された試料の汚染状態を、日本工業規格K0102の45.1又は45.2（窒素含有量）、46.3（燐含有量）により測定する方法（昭和49年環境庁告示第64号の第40号及び第41号）。

ウ 指定計測法（N告示別記1の(3)、P告示別記1の(3)）

コンポジットサンプラー以外の採水器を使用して採取した試料の汚染状態を、日本工業規格K0102の45.1又は45.2（窒素含有量）、46.3（燐含有量）により測定する方法（昭和49年環境庁告示第64号の第40号及び第41号）。

なお、この計測法による場合にあっては、1日につき3回以上特定排出水の水質を代表する試料を採取することが必要です。

エ 水質簡易測定法（N告示別記1の(4)、P告示別記1の(4)）

試料容器や採水器を使用して採取した試料の汚染状態を、窒素含有量又は燐含有量に関する汚染状態を計測することができる方法により計測する方法。

アの水質自動計測法と同様な原理に基づく方法で計測のみが自動化されている実験室用の計測器や携帯用の簡易な窒素含有量又は燐含有量計測器等がこれに該当します。

また、簡易計測器等の採用に当たっては、正確な計測値を得るための測定精度の確認（導入時：性能基準、運用時：管理基準）が必要です。

なお、この計測法による場合にあっては、1日につき3回以上特定排出水の水質を代表する試料を採取することが必要です。

(2) 特定排出水の量の計測方法

告示によって指定された特定排出水の量の計測方法は次の3種類で、内容はCODにおける特定排出水の量の計測方法（1（2））と同じです。

ア 自動流量計測法（N告示別記2の(1)、P告示別記2の(1)）

イ 自動体積計測法（N告示別記2の(2)、P告示別記2の(2)）

ウ 水量簡易計測法（N告示別記2の(3)、P告示別記2の(3)）

(3) その他の測定方法により特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法

ア 用水の量を計測する方法

CODにおける用水の量を計測する方法と同じです。

イ 差し引き方式により算定する方法

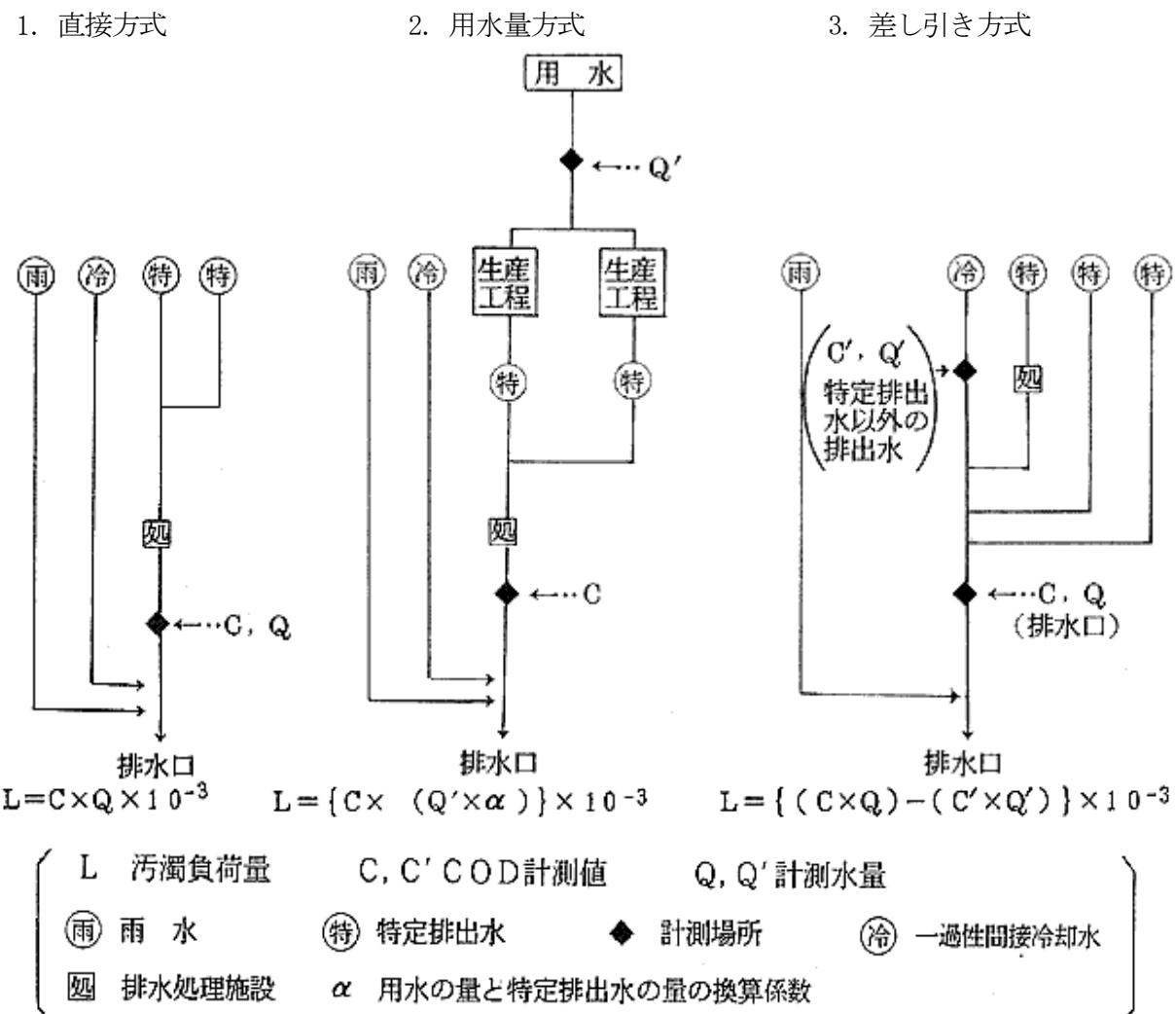
CODにおける差し引き方式により算定する方法と同じです。

3 共通事項

(1) 汚濁負荷量の測定にあたっての留意事項

- ア 指定地域内事業場の中に特定排出水の汚濁負荷量の測定場所が2以上ある場合にあっては、当該指定地域内事業場の汚濁負荷量は、各測定場所ごとの汚濁負荷量を合計したものです。
- イ 特定排出水の汚濁負荷量の算定方法をまとめると図9のとおりです。

図9 特定排出水の汚濁負荷量の算定方法



(2) 測定結果の記録と保存について

汚濁負荷量の測定結果は、規則様式第9に定める汚濁負荷量測定記録表に記録し、その結果を3年間保存してください。

- ア 指定項目（化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量）ごとに作成してください。
- イ 測定者、計測場所及び計測時刻の欄は、試料の採取、特定排出水の化学的酸素要求量等に関する汚染状態及び特定排出水の量の計測、特定排出水の汚濁負荷量の算定等に関してそれぞれ記載するものとし、連続的に計測する場合の計測時刻は計測の開始及び終了時刻を記載してください。

- ウ 汚染状態は、日平均の濃度とします。（日平均の濃度は1日当たりの汚濁負荷量（kg／日）を1日当たりの排水量（m³／日）で除することにより得られる。）
- エ 測定場所が2以上ある指定地域内事業場については、当該測定日の最下欄に汚濁負荷量の合計値を記載してください。
- オ 次に掲げる事項について備考の欄に記載又は汚濁負荷量測定記録表に添付してください。
- (ア) 水質自動計測法及び水質簡易計測法並びに用水の量を計測することにより特定排出水の量を計測する方法による場合の「換算式（CODのみ）」又は「性能基準及び管理基準（窒素含有量、燐含有量のみ）」（修正した場合は、その理由及び根拠）
 - (イ) 水質自動計測法又は水質簡易計測法による場合は、「換算式（CODのみ）」の検証又は「性能基準及び管理基準（窒素含有量、燐含有量のみ）」の確認試験を行ったその資料
 - (ウ) 排水系統の状況によって雨等による降水量を分離して特定排出水の汚濁負荷量を測定することが困難と認められる場合であって、降水によって当該指定地域内事業場の測定値の総和が総量規制基準に適合しないおそれがあるときは、操業状態から推定した特定排出水の汚濁負荷量及び推定の根拠
 - (エ) 測定機器の保守・点検等によって欠測が生じた場合にはコンポジット法、指定計測法若しくは水質簡易計測法又は水量簡易計測法による値並びにその計測法及び保守・点検等の内容
 - (オ) その他測定結果について参考となるべき事項
- カ 欄外の備考にいう汚濁負荷量の算定の基礎となった資料とは、個々の特定排出水の化学的酸素要求量等に関する汚染状態の計測値（例えば水質自動計測器によって計測し記録する場合にあっては、その記録又は記録図）、特定排出水の量の計測値等をいい、これらの資料を汚濁負荷量測定記録表と合わせて保存することとされています。

IV 届出

1 設置届出等

総量規制指定地域内の特定事業場は、排水量の多少にかかわらず法第5条、第6条又は第7条に係る届出の都度、規則様式1の別紙5「排出水の排水系統別の汚染状態及び量」を作成し、提出する必要があります。

提出期限は、第5条（設置届）及び第7条（構造変更届）の届出については工事着手予定日の60日前まで、第6条（使用届）の届出については、特定施設に指定された日から30日以内です。

届出先については、表8「届出先一覧表」（55頁）で確認してください。

《排出水の排水系統別の汚染状態及び量》

記入に当たっては、【記入例1、2】を参照してください。

（設置届等の書式については水質汚濁防止法のてびき（濃度規制編）を参照してください。）

【特定排出水】

- (1) 「指定項目の別」は、化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量の別を記入してください。
- (2) 「業種その他の区分」とは、別表に掲げる業種その他の区分及びその整理番号とし、その区分ごとの排出水について記載するものとします。この区分は一般に「日本標準産業分類」で表示される区分をもとにしていますが、総量規制制度のために分類したものであり、同一事業場内に二以上の区分があり得ますので、その場合はその製造品目等によって区分ごとの排出水について記載してください。
- (3) 「汚染状態」及び「水量」は、「業種その他の区分」ごとに通常値、最大値をそれぞれ記載してください。通常値とは一日当たりの平均的な排出水の水質及び水量とし、最大値とは操業その他の条件によって変動している中での1日当たりの最大の水質及び水量とします。

また、処理施設を経て放流される場合は処理後の水質を記載してください。「業種その他の区分」ごとに排出水がまとまって放流されていない場合には計算された値で記載してください。

- (4) 「水量」のうち「最大」欄は、CODの場合「Q_{co}、Q_{ci}、Q_{cj}」は、「C_{co}、C_{ci}、C_{cj}」にあたる期間内に特定施設の設置又は変更により増加した特定排出水量の最大値を記入してください（Q_{co}、C_{co}等の定義は9頁を参照）。窒素含有量、燐含有量の場合、別紙備考のとおり、それぞれ読み替えて記入してください（Q_{no}、C_{no}、Q_{po}、C_{po}等の定義は25頁を参照。）
- (5) 「汚濁負荷量」は、(3)と同様に「業種その他の区分」ごとに通常値、最大値をそれぞれ記載してください。

$$\text{汚濁負荷量} = \text{「汚染状態（濃度）」} \times \text{「水量」} \times 10^{-3}$$

- (6) 「その他参考となるべき事項」は、業種その他の区分ごとの総量規制基準の計算式及び計算値を記入してください（日平均排水量50m³以上の事業場のみ記入）。

【特定排出水以外の排出水】

「特定排出水」と同じ要領で記入してください。

表8 届出先一覧表

対象地域	届出先	所在地	電話番号
習志野市、八千代市、浦安市	葛南地域振興事務所 地域環境保全課	〒273-8560 船橋市本町 1-3-1 (フェイス 7 階)	047(424)8092
野田市、流山市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	〒271-8560 松戸市小根本 7 (東葛飾合同庁舎)	047(361)4048
四街道市	印旛地域振興事務所 地域環境保全課	〒285-8503 佐倉市鎌木仲田町 8-1 (印旛合同庁舎)	043(483)1447
夷隅郡大多喜町	夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻 14	0470(82)2451
館山市、南房総市、安房郡鋸南町	安房地域振興事務所 地域環境保全課	〒294-0045 館山市北条 402-1	0470(22)8711
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域環境保全課	〒292-8520 木更津市貝渕 3-13-34 (君津合同庁舎)	0438(23)2285
千葉市	千葉市環境局環境保全部 環境規制課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1	043(245)5194
市川市	市川市環境部 生活環境保全課	〒272-8501 市川市南八幡 2-20-2	047(712)6310
船橋市	船橋市環境部 環境保全課	〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25	047(436)2456
松戸市	松戸市環境部 環境保全課	〒271-8588 松戸市根本 387-5	047(366)7337
柏市	柏市環境部 環境政策課	〒277-8505 柏市柏 5-10-1	04(7167)1695
市原市	市原市環境部 環境管理課	〒290-8501 市原市国分寺台中央 1-1-1	0436(23)9867

[記入例1]

COD、窒素含有量、燐含有量の項目
別に記載する。(合計3シート必要)

別紙5

排出水の排水系統別の汚染状態及び量

特 定 排 出 水	業種 その他の区分	汚染状態 (mg/l)		水量 (m ³ /日)				化学的酸素要求量(COD)		※	
		通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常		
	131	50	60	380	450	400			50	19.0	27.0
特定排出水以外の排出水	134	20	30	70	100	100				1.4	3.0
	232の(1)のイの備考	10	20	8	10	10				0.08	0.2
その他参考となるべき事項	合計			458	560	510			50	20.48	30.2
	種類及び用途	汚染状態 (mg/l)		水量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/day)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	冷却水	2	5	80	90	0.16	0.45				
その他参考となるべき事項	合計			80	90	0.16	0.45				
	[131]	$L_1 = (Cco \times Qco + Cci \times Qci + Ccj \times Qcj) \times 10^{-3}$ $= (70 \times 400 + 70 \times 0 + 60 \times 50) \times 10^{-3} = 31 \text{ kg/day}$									
	[134]	$L_2 = (Cco \times Qco + Cci \times Qci + Ccj \times Qcj) \times 10^{-3}$ $= (20 \times 100 + 20 \times 0 + 20 \times 0) \times 10^{-3} = 2 \text{ kg/day}$									
	[232の(1)のイ] の備考	$L_3 = (Cco \times Qco + Cci \times Qci + Ccj \times Qcj) \times 10^{-3}$ $= (40 \times 10 + 40 \times 0 + 30 \times 0) \times 10^{-3} = 0.4 \text{ kg/day}$ $L = L_1 + L_2 + L_3 = 31 + 2 + 0.4 = 33.4 \text{ kg/day}$									

基準値を
算定する。

15頁の場合

- 備考
- 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、
「Qcj」の項には記載しないこと。
 - 燐含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、
「Qcj」の項には記載しないこと。
 - *印の欄には記載しないこと。

[記入例2]

COD、窒素含有量、燐含有量の項目別に記載する。(合計3シート必要)

別紙5

排出水の排水系統別の汚染状態及び量

業種 その他の区分	指定項目の別						窒素含有量		※	
	汚染状態 (mg/l)		水量 (m³/日)				汚濁負荷量 (kg/日)			
	通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大	
特定排出水	17	10	15	380	450	400	50	3.8	6.75	
	20	20	25	70	100	100		1.4	2.5	
	232 備考(1)	25	35	8	10	10		0.2	0.35	
	合計			458	560	510		50	5.4	9.6
特定排出水以外の排出水	種類及び用途	汚染状態 (mg/l)		水量 (m³/日)		汚濁負荷量 (kg/日)		基準値を 算定する。 29頁の場合		
		通常	最大	通常	最大	通常	最大			
	冷却水	1	2	80	90	0.08	0.18			
	合計			80	90	0.08	0.18			
その他参考となるべき事項	$\begin{aligned} [17] \quad L_1 &= (Cno \times Qno + Cni \times Qni) \times 10^{-3} \\ &= (20 \times 400 + 10 \times 50) \times 10^{-3} = 8.5 \text{ kg}/\text{日} \\ [20] \quad L_2 &= (Cno \times Qno + Cni \times Qni) \times 10^{-3} \\ &= (20 \times 100 + 10 \times 0) \times 10^{-3} = 2 \text{ kg}/\text{日} \\ [232\text{備考}(1)] \quad L_3 &= (Cno \times Qno + Cni \times Qni) \times 10^{-3} \\ &= (35 \times 10 + 20 \times 0) \times 10^{-3} = 0.35 \text{ kg}/\text{日} \\ L &= L_1 + L_2 + L_3 = 8.5 + 2 + 0.35 = 10.85 \text{ kg}/\text{日} \end{aligned}$									

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 燐含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

2 汚濁負荷量の測定手法の届出

指定地域内事業場の設置者は、法第14条第3項に基づき、あらかじめ汚濁負荷量の測定手法を届出なければなりません。

届出の記入については〔記入例3〕を参照してください。

- (1) No. 3 「汚染状態及び量の計測法に係る換算式等」中、「換算式の根拠等」はできるだけ詳細に記載してください。書ききれない場合は、別紙として添付してください。
- (2) 換算式を訂正した場合には、その都度、No. 3ページを差し換えますので、そのページだけ提出していただきます。
- (3) 換算式以外の測定手法の変更が伴う場合には、「汚濁負荷量の測定手法の届出」を再度提出していただくことになります。この場合、No. 6 (2) イ 「届出の区分」の変更欄にチェックを入れてください。
- (4) No. 3 の窒素含有量及び燐含有量の欄については、「換算式」を「性能基準及び管理基準」に読み替えてください。(以下 No. 6 の(2) のエの添付図書の④も同じ。)
- (5) No. 5 「汚濁負荷量の測定方法等の特例」については、日平均排水量が 400m³以上の指定地域内事業場で No. 5 の(注) 1 に該当する場合のみ記載してください。
- (6) No. 6 の (1) 「水質自動計測器、流量計等の設置に係る工事等の全体計画」は、工事に着手したときから自動計測器による正規の計測を開始するまでの日程を工程表の形で記載してください。
- (7) No. 6 の (2) のエの添付図書の「計測場所を明記した排出水の系統図」は事業場全体の平面図に排水経路を記入し、計測場所を朱記してください。
- (8) No. 6 の (2) のエの添付図書の⑤「自動水質計測器、流量計等、コンポジットサンプラー等の仕様に関する資料」には、自動計器の場合、製作図又はカタログの写しをそれぞれの計器について添付してください。指定計測法又は水質簡易測定法での測定の場合、自己分析の場合は分析場所及び分析機器のリスト(メーカー型番等)、委託分析の場合は委託先を明記してください。
- (9) 届出先については表8「届出先一覧表」(55頁)を参考にしてください。
- (10) 提出期限は総量規制基準が適用される日の前日までです。(新設事業場にあっては、公共用水域に排出水を排出することとなる日の前日となります。また、変更の場合にあっては、当該変更がされる日の前日となります。)

[記入例3]

様式第10（第9条の2関係）

汚濁負荷量測定手法届出書

令和3年10月1日

千葉県知事 ○○ ○○ 殿

千葉市中央区市場町1-1
千葉株式会社
届出者 代表取締役 千葉 太郎

水質汚濁防止法第14条第3項の規定により、汚濁負荷量の測定手法について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	千葉㈱千葉工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	千葉市中央区 市場町1-1	※受理年月日	年 月 日
△汚濁負荷量の測定手法	別紙のとおり	※備考	

- 備考 1 △印の欄については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式1 (法第14条第3項に係る汚濁負荷量測定手法の届出別紙)

No. 1

1 特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量に関する汚染状態の計測方法

指定項目	整理番号	特定排出水の種類	計測場所	計測法	1日当たりの測定回数	水質自動計測器		備考
						種類・型式	選定の根拠	
化学的酸素要求量	17 20 232-1-(1) 備考	味噌製造業 ソース製造業 生活排水	放流口直前	COD告示別記1の(1)	24回/日	自動UV計測機	COD告示別記1の(3)との相関が良好	
窒素含有量	17 20 232 備考(1)	味噌製造業 ソース製造業 生活排水	放流口直前	N告示別記1の(3)	3回/日	アルカリ性ペルオキソ二硫酸カリウム分解—紫外線吸光光度法(95℃)	別紙のとおり	
燐含有量	17 20 232備考	味噌製造業 ソース製造業 生活排水	放流口直前	P告示別記1の(3)	3回/日	ペルオキソ二硫酸カリウム分解—モリブデン青吸光光度法(120℃)	別紙のとおり	

(注) 1 「整理番号」欄には、業種その他の区分の整理番号等を記載すること。

2 「計測法」欄には、化学的酸素要求量については昭和54年環境庁告示第20号（以下「COD告示」という。）の別記1の(1)～(4)、窒素含有量については平成13年環境省告示第77号（以下「N告示」という。）の別記1の(1)～(3)、燐含有量については平成13年環境省告示第78号（以下「P告示」という。）の別記1の(1)～(3)に掲げる方法のいずれかによるかを記載すること。

3 「水質自動測定器」欄は、COD告示別記1の(1)又は(4)、N告示別記1の(1)、P告示別記1の(1)により計測する場合に記載すること。

2 特定排出水の量の計測方法

指定項目	整理番号	特定排出水の種類	計測場所	計測法	1日当たりの測定回数	流量計等		備考
						種類・型式	選定の根拠	
化学的酸素要求量	17	味噌製造業	総合排水	COD告示別記2の(1)	24回/日	せき式流量計	COD告示別記2の(1)による	
	20	ソース製造業						
	232-1-(1) 備考	生活排水						
窒素含有量	17	味噌製造業	総合排水	N告示別記2の(1)	24回/日	せき式流量計	N告示別記2の(1)による	
	20	ソース製造業						
	232 備考(1)	生活排水						
燐含有量	17	味噌製造業	総合排水	P告示別記2の(1)	24回/日	せき式流量計	P告示別記2の(1)による	
	20	ソース製造業						
	232 備考	生活排水						

(注) 1 「計測法」欄には、 COD告示、 N告示及びP告示（以下「COD・N・P告示」という。）の別記2の(1)～(3)に掲げる方法のいずれかによるかを記載すること。

2 「流量計等」欄は、 COD・N・P告示別記2の(1)又は(2)により計測する場合に記載すること。

3 汚染状態及び量の計測法に係る換算式等

指定項目	整理番号	換 算 式	換 算 式 の 根 抛 等	備 考
化学的酸素要求量	17 20 232-1-(1) 備考	$Y=0.89+1.52X$	年1回、30点のデータにより換算式を検証 詳細は別紙参照	
窒素含有量	17 20 232 備考(1)	(性能基準) ゼロ校正液 各計測値とその平均値との差が最大目盛値の±5%以内 標準試料溶液 計測値の平均値と標準試料溶液濃度との差が標準試料溶液濃度の±10%以内 実試料 指定計測法による測定値の平均値との誤差率が±10%以内	(管理基準) ゼロ校正液 各計測値とその平均値との差が最大目盛値の±5%以内 標準試料溶液 計測値の平均値と標準試料溶液濃度との差が標準試料溶液濃度の±15%以内 実試料 指定計測法による測定値の平均値との誤差率が±15%以内	
磷含有量	17 20 232備考	同上	同上	

(注) 1 汚染状態をCOD告示別記1の(1)又は(4)に掲げる方法により計測する場合及び量をCOD・N・P告示の第2の3の方法により計測する場合のみ記載すること。

2 「換算式の根拠」欄には、換算式を求めるに際しての試料数、試料を採取した期間、相関係数、変動係数、検証方法等を記載すること。

4 汚濁負荷量の算定方法

指定項目	整理番号	特定排出水の種類	算定式	負荷量測定頻度	特定排出水の状態			負荷量割合	備考
					濃度	量	負荷量		
化学的酸素要求量 232-1-(1) 備考	17	味噌製造業	$L = C \times Q \times 10^{-3}$	1回／1日	mg/l	m ³ /日	kg/日	%	
	20	ソース製造業			45 (55)	458 (560)	20.6 (30.8)	100	
		生活排水			合計	458	20.6	100	
窒素含有量 232 備考(1)	17	味噌製造業	$L = C \times Q \times 10^{-3}$	1回／1日					
	20	ソース製造業			20 (20)	458 (560)	9.16 (11.2)	100	
		生活排水			合計	458	9.16	100	
燐含有量 232 備考	17	味噌製造業	$L = C \times Q \times 10^{-3}$	1回／1日					
	20	ソース製造業			3.8 (3.9)	458 (560)	1.74 (2.18)	100	
		生活排水			合計	458	1.74	100	

(注) 1 「特定排出水の状態」欄は、届出の通常値及び最大値（下段に（ ）書きとする。）を記載すること。

5 汚濁負荷量の測定方法等の特例

指定項目	計測場所	計測法	負荷量測定頻度	知事が定める適用要件	困難な理由
化学的酸素要求量	し尿浄化槽排水口	COD告示 別記1の(3)	1回／7日	汚染状態 昭和55年千葉県告示第543号 別表第1 7該当 測定回数 昭和55年千葉県告示第542号 別表8該当	住宅団地に設置されたし尿浄化槽でかつ、地域住民が主体となり管理を行っているから
窒素含有量	し尿浄化槽排水口	N告示別記1の(3)	1回／7日	汚染状態 平成14年千葉県告示第612号 別表第1 7該当 測定回数 平成14年千葉県告示第611号 別表8該当	住宅団地に設置されたし尿浄化槽でかつ、地域住民が主体となり管理を行っているから
燐含有量	し尿浄化槽排水口	P告示別記1の(3)	1回／7日	汚染状態 平成14年千葉県告示第613号 別表第1 7該当 測定回数 平成14年千葉県告示第611号 別表8該当	住宅団地に設置されたし尿浄化槽でかつ、地域住民が主体となり管理を行っているから

(注) 1 COD・N・P告示第4の方法により汚濁負荷量を測定する場合及び日平均排水量が400m³以上の指定地域内事業場で、次のいずれかに該当する場合に記載すること。

- (1) 汚染状態をCOD・N・P告示の別記1(1)以外の方法により計測する場合
- (2) 量をCOD・N・P告示の別記2(1)又は(2)以外の方法により計測する場合
- (3) 汚濁負荷量を排水の期間中毎日行わない場合

2 「知事が定める適用条件」欄は、化学的酸素要求量については昭和55年千葉県告示第542号及び第543号に掲げる区分のうち、窒素含有量及び燐含有量については平成14年千葉県告示第611号、第612号及び第613号に掲げる区分のうち該当するものを記載すること。

6 その他の汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

(1) 水質自動計測器、流量計等の設置に係る工事等の全体計画

工事等の内容	工 事 等 の 工 程					備 考
	10/10	10/12	11/20	12/1	12/10	
自動分析計の設置準備 // 設置、結線 換算式用データ採取 相関性チェック 試運転 連続計測(供用)						

(2) その他参考事項

ア 排出水及び特定排出水の量（法第5条、第6条又は第7条に係る届出水量）

(m³／日)

総 排 水 量		特定排出水量	
通 常	最 大	通 常	最 大
600	650	458	560

イ 届出の区分

- 新 規
 変 更 概 要

66

ウ 測定開始年月日

令和 3 年 10 月 1 日

エ 添 付 図 書

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| ① 計測場所を明記した事業場平面図 | 添付第 1 図 |
| ② 計測場所を明記した排出水の系統図 | 添付第 2 図 |
| ③ 計測場所の概要図 | 添付第 3 図 |
| ④ 換算式の算定に係る基礎資料 | 添付第 4 図 |
| ⑤ 自動水質計測器、流量計等、コンポジットサンプラー等の仕様に関する資料 | 添付資料 1 参照 |

V 報 告

1 測定結果の報告

指定地域内特定事業場の設置者は、汚濁負荷量測定記録表から毎月の集計結果を汚濁負荷量測定結果報告書（細目様式2）にとりまとめ、表8（55頁）の届出先に提出してください。なお、報告書には、毎月の汚濁負荷量測定記録表の写しを添付してください。

報告は、「4、5、6月」、「7、8、9月」、「10、11、12月」、「1、2、3月」の年4回で、提出期限は各最終月の翌月末日です。（船橋市については取り扱いが異なります。）

【記載方法】

(1) 事業場番号は記載しないでください。

(2) 月間測定（欠測）日数

ア 月間25日稼働で25日測定した場合は、欠測日は0とし、25(0)と記入してください。

また、月間4日測定義務があり、4日測定した場合も欠測日は0としてください。

イ 自動計測器が故障し、指定計測法で補足した場合も欠測日としてください。（欠測日とは、全日（24時間）欠測した日とします。）

ウ 測定箇所が複数ある場合は、1測定箇所欠測した場合も欠測日とします。

(3) 平均総排水量

ア 事業場の総排水量の平均値を四捨五入により整数で記入してください。排水口が複数の場合には合計水量を記入してください。

イ 月間25日測定の場合は、25日の合計を25で除してください。

ウ 総排水量を定期的に測定していない場合は、届出水量とし、団を付して記入してください。

(4) 特定排出水量

ア その月の特定排出水の実測水量の平均値を平均特定排出水量欄に整数で記入してください。

イ 特定排出水が2以上の場合は、平均特定排水出量は1日毎に合計したもの月平均としてください。

ウ 毎日測定のものと、7日に1回測定のものとがある場合は、後者の測定値は、その週は一定とし、毎日の合計を求めその月の平均を計算してください。

エ 最大特定排出水量欄、最小特定排出水量欄にはそれぞれその月の最大値、最小値を整数で記入してください。

オ 月1回測定の場合は、最大、最小の欄は記入不要です。

(5) 濃度

- ア 平均COD濃度欄、窒素（燐）含有量欄には、その月の月平均負荷量（kg／日）を月平均特定排出水量（m³／日）で除した数値を記入してください。
- イ 最大（最小）日平均COD濃度（窒素含有量、燐含有量）欄には、各日の負荷量（kg／日）を各日の特定排出水量（m³／日）で除した数値のうちその月の最大値、最小値を記入してください。
- ウ 月1回測定の場合は、最大、最小の欄は記入不要です。
- エ 四捨五入により、COD濃度及び窒素含有量については、小数点以下第1位まで、燐含有量については、小数点以下第2位まで記入してください。

(6) 負荷量

- ア 平均COD（窒素、燐）負荷量欄には、その月の各日の負荷量（kg／日）の平均値を記入してください。
- イ 最大（最小）負荷量欄には、その月の各日の負荷量（kg／日）の最大（最小）値を記入してください。
- ウ 月1回測定の場合は、最大、最小の欄は記入不要です。
- エ COD負荷量及び窒素負荷量については、小数点以下第2位を切り捨て小数点以下第1位まで、燐負荷量については、小数点以下第3位を切り捨て小数点以下第2位まで記入してください。

(7) 総量規制基準

事業場全体の総量規制基準を記入してください。なお、値の端数処理（四捨五入、切り捨て等）は行わないでください。また、月の途中で基準が変更となった場合にはその旨記入してください。

(8) 超過日数

総量規制基準を超過した日数を記入してください。

(9) 水質自動計測器稼働率

- ア 水質自動計測器設置事業場のみ記入してください。複数の計測器がある場合は、別紙等に記入してください。
- イ 稼働率は稼働時間を総時間で除してください。
- ウ 24時間以上連続して欠測した場合には、細目様式4「水質自動計測器及び自動流量計等欠測報告書」を添付してください。

(10) 年間最大特定排出水量、年間最大COD（窒素、燐）負荷量

当該年度における提出時点までの最大特定排出水量、最大COD（窒素、燐）負荷量を記入してください。また、併せてその日付を記入してください。

記載例

様式2

記載しない

※事業場番号

汚濁負荷量測定結果報告書

令和3年10月1日

千葉県知事 OO OO 様

事業場所在地 習志野市〇〇町1-2-3
 事業場名 千葉麦酒株式会社
 届出者住所 千葉市中央区市場町1-1
 届出者名 千葉太郎
 代表取締役 千葉太郎
 連絡先電話番号 043-22X-XXXX

汚濁負荷量の測定等に係る実施細目に基づき、令和3年7月から9月の結果について、次のとおり報告します。

1 COD

項目	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月
月間測定日数(欠測日数)(日)	30 (1)	←1日欠測があった場合	
平均総排水量(m ³ /日)	481	←冷却水等を含む総排水量の平均値	
平均特定排出水量 (m ³ /日)	431	7月の特定排出水の月間平均値、月間最大値、月間最小値（67頁参照） 整数を記入（四捨五入）	
最大 " (m ³ /日)	461		
最小 " (m ³ /日)	399		
平均COD濃度 (mg/l)	50.1	COD濃度の月間平均値、月間最大値、月間最小値（68頁参照） 小数点以下第1位まで記入（四捨五入）	
最大日平均COD濃度(mg/l)	59.8		
最小 " (mg/l)	43.7		
平均COD負荷量 (kg/日)	21.6	COD負荷量の月間平均値、月間最大値、月間最小値（68頁参照） 小数点以下第1位まで記入（切り捨て）	
最大 " (kg/日)	26.9		
最小 " (kg/日)	18.6		
総量規制基準(kg/日)	30.4	←14頁の場合	
超過日数(日)	0	←総量規制基準超過がない場合	
水質自動計測器稼働率(%)	716/744× 100=96%	←31日(24×31回)中欠測28時間の場合	
年間最大特定排出水量(m ³ /日)	467	令和3年 6月25日	
年間最大COD負荷量 (kg/日)	26.9	令和3年 7月21日	

年度内(4月～翌3月)の最大値を記載。この例の

場合、令和3年4月から9月までの最大値

2 窒素含有量

項目	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月
月間測定日数(欠測日数)(日)	29 (2)	←2日欠測があった場合	
平均総排水量(m ³ /日)	481	←冷却水等を含む総排水量の平均値	
平均特定排出水量 (m ³ /日)			
最大　〃 (m ³ /日)			
最小　〃 (m ³ /日)			
平均窒素含有量(mg/l)	20.2	窒素含有量の月間平均値、月間最大値、月間最小値（68頁参照） 小数点以下第1位まで記入(四捨五入)	
最大日平均窒素含有量(mg/l)	22.3		
最小　〃 (mg/l)	19.1		
平均窒素負荷量 (kg/日)	8.6	窒素負荷量の月間平均値、月間最大値、月間最小値（68頁参照） 小数点以下第1位まで記入(切り捨て)	
最大　〃 (kg/日)	10.1		
最小　〃 (kg/日)	7.5		
総量規制基準(kg/日)	10.35	←28頁の場合	
超過日数(日)	0	←総量規制基準超過がない場合	
水質自動計測器稼働率(%)	690/744× 100=93%	←31日(24×31回)中欠測54時間の場合	
年間最大窒素負荷量 (kg/日)	10.2	令和3年 4月11日	

3 磷含有量

年度内(4月～翌3月)の最大値を記載

項目	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月
月間測定日数(欠測日数)(日)	31 (0)	←欠測がなかった場合	
平均総排水量 (m ³ /日)	481	←冷却水等を含む総排水量の平均値	
平均特定排出水量 (m ³ /日)			
最大　〃 (m ³ /日)			
最小　〃 (m ³ /日)			
平均磷含有量(mg/l)	4.08	磷含有量の月間平均値、月間最大値、月間最小値（68頁参照） 小数点以下第2位まで記入(四捨五入)	
最大日平均磷含有量(mg/l) (mg)	4.22		
最小　〃 (mg/l)	3.98		
平均磷負荷量 (kg/日)	1.86	磷負荷量の月間平均値、月間最大値、月間最小値（68頁参照） 小数点以下第2位まで記入(切り捨て)	
最大　〃 (kg/日)	1.94		
最小　〃 (kg/日)	1.59		
総量規制基準(kg/日)	1.95		
超過日数(日)	0	←総量規制基準超過がない場合	
水質自動計測器稼働率(%)	716/744× 100=96%	←31日(24×31回)中欠測28時間の場合	
年間最大磷負荷量 (kg/日)	1.94	令和3年 9月27日	

2 欠測の報告

水質自動計測器並びに自動流量計等を設置している事業場で、24時間以上連続して欠測した場合には、前項の汚濁負荷量測定結果報告書に水質自動計測器及び自動流量計等欠測報告書（細目様式4）を添付してください。

記載例

様式4

水質自動計測器及び自動流量計等欠測報告書

令和3年7月から9月の欠測状況は次のとおりでしたので報告します。

機器名	M社 N14K型	欠測期間	8月23日10時～8月24日14時
欠測の状況と原因	計測ポンプ異常により窒素含有量欠測		
修復方法	ポンプ修理		
負荷量補足方法	指定計測法により窒素含有量測定 (8月23日3回、24日2回測定)		

機器名		欠測期間	月 日 時 ~ 月 日 時
欠測の状況と原因			
修復方法			
負荷量補足方法			

3 保守管理体制の報告

水質自動計測器（COD告示別記1（1）、窒素告示別記1（1）又は磷告示別記1（1）による計測法）又は簡易な計測法（窒素告示別記1（4）又は磷告示別記1（4）による計測法）を設置する場合には、測定器等の正常稼働を図るため、汚濁負荷量の測定にかかる保守管理の基準等を定め、汚濁負荷量の測定に係る保守管理体制報告書（細目様式3）を表8（55頁）の届出先に1部提出してください。

汚濁負荷量の測定に係る保守管理体制報告書は、原則として汚濁負荷量測定手法届出書（58頁参照）と同時に提出していただきますが、変更等があった場合は、その都度報告してください。

【記載方法】

(1) 事業場番号は記載しないでください。

(2) 計測器のメーカー及び型式

計測器により測定を行う排水溝毎にそのメーカー名及び型式を記載してください。

(3) 管理体制

汚染状態と量の管理が別々の場合は、それぞれ記入してください。

(4) 保守管理・組織図

組織図は担当部門間の連携を明確にして記載してください。

(5) 保守管理の概要

ア メーカー型式の異なる計器、また同一型式であっても計器ごとに内容が異なる場合は別々に記入してください。

イ メーカーの行う点検と事業場の行う点検（日常点検、定期点検）を区分して記入してください。

ウ 日常点検、定期点検等の内容については、仕様書、事業場での試験結果等から作成し記入してください。

記載例

様式3

記入しない

※事業場番号

汚濁負荷量の測定に係る保守管理体制報告書

令和3年10月1日

千葉県知事 OO OO 様

事業場所在地 習志野市〇〇町1-2-3

事業場名 千葉麦酒株式会社

届出者住所 千葉市中央区市場町1-1

届出者名 千葉麦酒株式会社

代表取締役 千葉太郎

連絡先電話番号 043-22X-XXXX

汚濁負荷量の測定等に係る実施細目に基づき、測定器の保守管理等について次のとおり報告します。

1 計測器のメーカー及び型式

排出水の種類 (排水溝名)		A生産工程排水溝	B洗浄工程排水溝	
計測器のメーカー及び型式	汚染状態	COD	S社 CAR-17A型	L社 C1101型
		窒素含有量	M社 N14K型	L社 N2200型
		磷含有量	M社 P14NH型	L社 P2200型
	量		S社 CAR-17A型	L社 C1101型

2 管理体制

項目	担当部門 (委託の場合は、委託会社名等を記入)
(1)総括管理	千葉工場生産管理部環境管理課
(2)測定器の計装 (調整・修復)	委託(○×計測器側)
(3)測定器の日常点検	千葉工場生産管理部環境管理課
(4)化学分析・測定等	千葉工場生産管理部環境管理課
(5)負荷量・演算処理	千葉工場生産管理部環境管理課
(6)負荷量・記録管理	千葉工場生産管理部環境管理課
(7)負荷量記録保管場所	千葉工場環境管理室

3 保守管理、組織図

工場長 — 生産管理部長 — 環境管理課長 — 管理担当 (○×計測器側)
分析担当

4 保守管理の概要（詳細は別紙に記入）

- (1) 水質自動測定器、簡易計測器等の保守管理
(点検の種類、内容、頻度、所要時間等)

目視による点検 3回／日 所要3分

定期点検 1回／月 所要30分

- ## (2) 流量計の保守管理 (点検の種類、内容、頻度、所要時間)

目視による点検 3回／日 所要3分

定期点検 1回／月 所要30分

5 換算式の管理 (クロスチェックの頻度、内容、換算式の検証等)

クロスチェック：1回／月 指定計測法

換算式の検証：2回／年

6 欠測値の取扱い

- (1) 保守点検による欠測の補正方法
指定計測法による測定（3回／日）
 - (2) 異常値の補正方法
原因不明を除く、原因不明の場合は

原因究明をおこない、原因不明の場合、24時間データについて棄却し、前後データの平均値とする。

VI 様 式

1	汚濁負荷量測定記録表（規則様式9）	7 6
2	特定施設設置（使用、変更）届出書	
	別紙（排出水の排出水系統別の汚染状態及び量）（規則様式1別紙5）	7 7
3	汚濁負荷量測定手法届出書（規則様式10）	7 8
4	〃 別紙（細目様式1）	7 9
5	汚濁負荷量測定結果報告書（細目様式2）	8 6
6	汚濁負荷量の測定に係る保守管理体制報告書（細目様式3）	8 8
7	水質自動計測器及び自動流量計等欠測報告書（細目様式4）	9 0

様式第9 (第9条の2関係)

汚濁負荷量測定記録表

- 備考 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
3 汚濁負荷量の算定の基礎となった資料を合わせて保存すること。

別紙5

排出水の排水系統別の汚染状態及び量

		指定項目の別								
特定 排出 水	業種 その他の区分	汚染状態 (mg/1)		水量 (m ³ /日)				汚濁負荷量 (kg/日)		※
		通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	
	合計									
特定 排出 水以外の 排出水	種類及び用途	汚染状態 (mg/1)		水量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)				
		通常	最大	通常	最大	通常	最大			
	合計									
その他参考となるべき事項										

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 煙含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

汚濁負荷量測定手法届出書

年　月　日

千葉県知事 殿

届出者

水質汚濁防止法第14条第3項の規定により、汚濁負荷量の測定手法について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年　月　日
△汚濁負荷量の測定手法	別紙のとおり	※備考	

- 備考 1 △印の欄については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式1 (法第14条第3項に係る汚濁負荷量測定手法の届出別紙)

No. 1

1 特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量に関する汚染状態の計測方法

指定項目	整理番号	特定排出水の種類	計測場所	計測法	1日当たりの測定回数	水質自動計測器		備考
						種類・型式	選定の根拠	
化学的酸素要求量								
窒素含有量								
燐含有量								

(注) 1 「整理番号」欄には、業種その他の区分の整理番号等を記載すること。

2 「計測法」欄には、化学的酸素要求量については昭和54年環境庁告示第20号（以下「COD告示」という。）の別記1の(1)～(4)、窒素含有量については平成13年環境省告示第77号（以下「N告示」という。）の別記1の(1)～(3)、燐含有量については平成13年環境省告示第78号（以下「P告示」という。）の別記1の(1)～(3)に掲げる方法のいずれかによるかを記載すること。

3 「水質自動測定器」欄は、COD告示別記1の(1)又は(4)、N告示別記1の(1)、P告示別記1の(1)により計測する場合に記載すること。

2 特定排出水の量の計測方法

指定項目	整理番号	特定排出水の種類	計測場所	計測法	1日当たりの測定回数	流量計等		備考
						種類・型式	選定の根拠	
化学的酸素要求量								
窒素含有量								
燐含有量								

(注) 1 「計測法」欄には、COD告示、N告示及びP告示（以下「COD・N・P告示」という。）の別記2の(1)～(3)に掲げる方法のいずれかによるかを記載すること。

2 「流量計等」欄は、COD・N・P告示別記2の(1)又は(2)により計測する場合に記載すること。

3 汚染状態及び量の計測法に係る換算式等

指定項目	整理番号	換 算 式	換 算 式 の 根 抠 等	備 考
化学的酸素要求量				
窒素含有量				
燐含有量				

(注) 1 汚染状態をCOD告示別記1の(1)又は(4)に掲げる方法により計測する場合及び量をCOD・N・P告示の第2の3の方法により計測する場合のみ記載すること。

2 「換算式の根拠」欄には、換算式を求めるに際しての試料数、試料を採取した期間、相関係数、変動係数、検証方法等を記載すること。

4 汚濁負荷量の算定方法

指定項目	整理番号	特定排出水の種類	算定式	負荷量測定頻度	特定排出水の状態			負荷量割合	備考
					濃度	量	負荷量		
化学的酸素要求量				1回／日	mg/l	m ³ /日	kg/日	%	
					合計				
窒素含有量									
					合計				
燐含有量									
					合計				

(注) 1 「特定排出水の状態」欄は、届出の通常値及び最大値（下段に（ ）書きとする。）を記載すること。

5 汚濁負荷量の測定方法等の特例

指定	計測場所	計測法	負荷量 測定頻度	知事が定める適用要件	困難な理由
化学的酸素要求量					
窒素含有量					
燐含有量					

(注) 1 COD・N・P告示第4の方法により汚濁負荷量を測定する場合及び日平均排水量が400m³以上の指定地域内事業場で、次のいずれかに該当する場合に記載すること。

- (1) 汚染状態をCOD・N・P告示の別記1(1)以外の方法により計測する場合
- (2) 量をCOD・N・P告示の別記2(1)又は(2)以外の方法により計測する場合
- (3) 汚濁負荷量を排水の期間中毎日行わない場合

2 「知事が定める適用条件」欄は、化学的酸素要求量については昭和55年千葉県告示第542号及び第543号に掲げる区分のうち、窒素含有量及び燐含有量については平成14年千葉県告示第611号、第612号及び第613号に掲げる区分のうち該当するものを記載すること。

6 その他の汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

(1) 水質自動計測器、流量計等の設置に係る工事等の全体計画

日 程 工事等の内容	工 事 等 の 工 程	備 考

(2) その他参考事項

ア 排出水及び特定排出水の量（法第5条、第6条又は第7条に係る届出水量）

(m³／日)

総 排 水 量		特定排出水量	
通 常	最 大	通 常	最 大

イ 届出の区分

- 新 規
 変 更 概 要

ウ 測定開始年月日

年 月 日

エ 添 付 図 書

- | | | |
|--------------------------------------|-----|---|
| ① 計測場所を明記した事業場平面図 | 添付第 | 図 |
| ② 計測場所を明記した排出水の系統図 | 添付第 | 図 |
| ③ 計測場所の概要図 | 添付第 | 図 |
| ④ 換算式の算定に係る基礎資料 | 添付第 | 図 |
| ⑤ 自動水質計測器、流量計等、コンポジットサンプラー等の仕様に関する資料 | | |

様式2

※事業場番号	
--------	--

汚濁負荷量測定結果報告書

年　月　日

千葉県知事　　様

事業場所在地

事業場名

届出者住所

連絡先電話番号

届出者名

汚濁負荷量の測定等に係る実施細目に基づき、 年 月から 年 月の
結果について、次のとおり報告します。

1 COD

項目	年　月	年　月	年　月
月間測定日数(欠測日数)(日)			
平均総排水量(m ³ /日)			
平均特定排出水量 (m ³ /日)			
最大　〃 (m ³ /日)			
最小　〃 (m ³ /日)			
平均COD濃度 (mg/l)			
最大日平均COD濃度(mg/l)			
最小　〃 (mg/l)			
平均COD負荷量 (kg/日)			
最大　〃 (kg/日)			
最小　〃 (kg/日)			
総量規制基準(kg/日)			
超過日数(日)			
水質自動計測器稼働率(%)	— × 100 = %	— × 100 = %	— × 100 = %
年間最大特定排出水量(m ³ /日)		年　月　日	
年間最大COD負荷量 (kg/日)		年　月　日	

2 窒素含有量

項目	年 月	年 月	年 月
月間測定日数(欠測日数)(日)			
平均総排水量(m^3 /日)			
平均特定排出水量 (m^3 /日)			
最大〃 (m^3 /日)			
最小〃 (m^3 /日)			
平均窒素含有量 (mg/l)			
最大日平均窒素含有量(mg/l)			
最小〃 (mg/l)			
平均窒素負荷量 (kg/日)			
最大〃 (kg/日)			
最小〃 (kg/日)			
総量規制基準(kg/日)			
超過日数 (日)			
水質自動計測器稼働率(%)	$\text{---} \times 100$ = %	$\text{---} \times 100$ = %	$\text{---} \times 100$ = %
年間最大窒素負荷量 (kg/日)		年 月 日	

3 磷含有量

項目	年 月	年 月	年 月
月間測定日数(欠測日数)(日)			
平均総排水量(m^3 /日)			
平均特定排出水量 (m^3 /日)			
最大〃 (m^3 /日)			
最小〃 (m^3 /日)			
平均磷含有量(mg/l)			
最大日平均磷含有量(mg/l)			
最小〃 (mg/l)			
平均磷負荷量 (kg/日)			
最大〃 (kg/日)			
最小〃 (kg/日)			
総量規制基準(kg/日)			
超過日数 (日)			
水質自動計測器稼働率(%)	$\text{---} \times 100$ = %	$\text{---} \times 100$ = %	$\text{---} \times 100$ = %
年間最大磷負荷量 (kg/日)		年 月 日	

様式3

※事業場番号	
--------	--

汚濁負荷量の測定に係る保守管理体制報告書

年 月 日

千葉県知事

様

事業場所在地
 事業場名
 届出者住所
 連絡先電話番号
 届出者名

汚濁負荷量の測定等に係る実施細目に基づき、測定器の保守管理等について次のとおり報告します。

1 計測器のメーカー及び型式

排出水の種類 (排水溝名)				
計測器のメーカー及び型式	汚染状態	COD		
		窒素含有量		
		燐含有量		
	量			

2 管理体制

項目	担当部門 (委託の場合は、委託会社名等を記入)
(1)総括管理	
(2)測定器の計装 (調整・修復)	
(3)測定器の日常点検	
(4)化学分析・測定等	
(5)負荷量・演算処理	
(6)負荷量・記録管理	
(7)負荷量記録保管場所	

3 保守管理、組織図

4 保守管理の概要（詳細は別紙に記入）

(1) 水質自動測定器、簡易計測器等の保守管理

（点検の種類、内容、頻度、所要時間等）

(2) 流量計の保守管理（点検の種類、内容、頻度、所要時間）

5 換算式の管理（クロスチェックの頻度、内容、換算式の検証等）

6 欠測値の取扱い

(1) 保守点検による欠測の補正方法

(2) 異常値の補正方法

様式4

水質自動計測器及び自動流量計等欠測報告書

年 月から 年 月の欠測状況は次のとおりでしたので報告します。

機器名		欠測期間	月 日 時	～	月 日 時
欠測の状況と原因					
修復方法					
負荷量補足方法					

機器名		欠測期間	月 日 時	～	月 日 時
欠測の状況と原因					
修復方法					
負荷量補足方法					

機器名		欠測期間	月 日 時	～	月 日 時
欠測の状況と原因					
修復方法					
負荷量補足方法					

VII 参考 第7次の総量規制基準

1 化学的酸素要求量 (COD)	9 2
2 残差含有量	1 0 0
3 銀含有量	1 0 7

表9

化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第7次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量		
		(単位: mg/L)		
		Cc・ Cco	Cci	Ccj
2	畜産農業	70	70	60
3	天然ガス鉱業	60	60	60
4	非金属鉱業	20	20	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	40	30
6	乳製品製造業	30	30	20
	備考 平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量にあっては	30	30	30
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	40	40	30
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30
9	寒天製造業	55	55	55
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20
12	冷凍水産物製造業	30	30	20
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	30	30
16	野菜漬物製造業	40	40	30
17	味そ製造業	70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40
19	うま味調味料製造業	20	20	20
20	ソース製造業	30	30	30
21	食酢製造業	60	50	30
22	砂糖精製業	40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30
24	小麦粉製造業	30	30	30
25	パン製造業	30	30	20
26	生菓子製造業	40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30
28	米菓製造業	40	40	40
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30
30	植物油脂製造業	40	40	30
31	動物油脂製造業	40	40	30
32	食用油脂加工業	40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	50	50	40
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40
35	めん類製造業	30	30	30
37	豆腐・油揚製造業	35	30	30
38	あん類製造業	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30
41	清涼飲料製造業	20	20	20
42	果実酒製造業	30	30	30
43	ビール製造業	30	30	30
44	清酒製造業	30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20
47	配合飼料製造業	20	20	20

表9 化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第7次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量		
		(単位: mg/L)		
		Cc・ Cco	Cci	Ccj
48	単体飼料製造業	20	20	20
49	有機質肥料製造業	20	20	20
50	たばこ製造業	30	20	20
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	30	30
55	繊維工業(前項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものと除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	75	75	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	50	50	50
63	繊維工業で織維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40
67	繊維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業 備考 接着機洗浄水を循環するものにあっては	30	30	30
		10	10	10
75	木材薬品処理業	20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしセミケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	70
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	50	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの 備考 精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあっては	70	70	60
		80	70	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	60	50

表9

化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第7次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量		
		(単位: mg/L)		
		Cc [•] Cco	Cci	Ccj
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	90	90	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	50	40	40
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	20	20
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40
89	機械すき和紙製造業	60	60	60
90	手すき和紙製造業	90	90	80
91	塗工紙製造業	20	20	20
92	段ボール製造業	20	20	15
93	重包装紙袋製造業	70	70	70
94	セロファン製造業	25	25	15
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	80	60
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	20
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	50	50	50
101	製版業	50	50	50
102	窒素質・磷酸質肥料製造業	30	30	30
103	複合肥料製造業	30	30	30
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	30	30	30
105	ソーダ工業	20	20	20
106	電炉工業	20	20	20
107	無機顔料製造業 備考 黄鉛製造工程を有するものにあっては	20 60	20 60	20 50
108	無機化学工業製品製造業(整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。) 備考(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあっては 備考(2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては	20 40 50	20 40 50	20 40 50
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの 備考(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては 備考(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては 備考(3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては	60 150 100 140	60 150 80 130	40 150 80 130
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの 備考 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては	50 190	50 190	30 180
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの 備考 メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては	30 70	20 70	20 70
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの 備考(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては 備考(2) クロロブレンゴム製造工程にあっては	40 50 130	40 50 130	40 50 130

表9 化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第7次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量		
		(単位: mg/L)		
		Cc・ Cco	Cci	Ccj
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの 備考(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては 備考(2) 有機農薬原体製造工程にあっては	50 270 180	50 260 180	50 260 160
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	40
115	脂肪族系中間物製造業 備考(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては 備考(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては 備考(3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては	60 210 100 140	60 210 80 130	50 190 80 130
116	メタン誘導品製造業	30	30	20
117	発酵工業	120	110	110
118	コールタール製品製造業	120	120	120
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 備考 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては	50 190	50 190	30 190
120	プラスチック製造業 備考(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては 備考(2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては	30 70 60	20 50 60	20 50 50
121	合成ゴム製造業 備考(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては 備考(2) クロロブレンゴム製造工程にあっては	40 70 130	40 70 130	40 70 130
122	有機化学工業製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。) 備考(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては 備考(2) 有機農薬原体製造工程にあっては	50 150 180	50 150 180	50 150 160
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30
125	合成繊維製造業 備考 アクリル系繊維製造工程にあっては	30 60	20 40	20 30
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40
129	塗料製造業	40	40	40
130	印刷インキ製造業	40	40	30
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60
132	医薬品製剤製造業	30	30	30
133	生物学的製剤製造業	30	30	30
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20
135	動物用医薬品製造業	60	60	50
136	火薬類製造業 備考 硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては	20 60	20 60	20 50
137	農薬製造業	30	30	20
138	合成香料製造業	120	110	110
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20

表9 化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第7次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量			
		(単位: mg/L)			
		Cc・ Cco	Cci	Ccj	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	160	160	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	40	
147	石油精製業 備考 潤滑油製造工程を有するものにあっては	20 30	20 30	20 30	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。) 備考 硫酸洗浄工程を有するものにあっては	30 40	30 40	30 40	
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	(1) 日平均排水量が10,000m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。	10	10	10
		(2) 日平均排水量が10,000m ³ 未満の指定地域内事業場に限る。	15	10	10
157	板ガラス加工業	(1) 日平均排水量が10,000m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。	10	10	10
		(2) 日平均排水量が10,000m ³ 未満の指定地域内事業場に限る。	15	10	10
158	ガラス製加工素材製造業	(1) 日平均排水量が10,000m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。	10	10	10
		(2) 日平均排水量が10,000m ³ 未満の指定地域内事業場に限る。	15	10	10
159	ガラス容器製造業	(1) 日平均排水量が10,000m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。	10	10	10
		(2) 日平均排水量が10,000m ³ 未満の指定地域内事業場に限る。	15	10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	(1) 日平均排水量が10,000m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。	10	10	10
		(2) 日平均排水量が10,000m ³ 未満の指定地域内事業場に限る。	15	10	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	(1) 日平均排水量が10,000m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。	10	10	10
		(2) 日平均排水量が10,000m ³ 未満の指定地域内事業場に限る。	15	10	10
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	碎石製造業	20	20	20	

表9 化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第7次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量		
		(単位: mg/L)		
		Cc [*] Cco	Cci	Ccj
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20
172	うわ薬製造業	20	20	20
173	高炉による製鉄業 備考 コークス炉を有するものにあっては	10 40	10 30	10 30
175	フェロアロイ製造業	20	20	20
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	20	20	20
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20
182	钢管製造業	20	20	20
183	伸鉄業	10	10	10
184	磨棒鋼製造業	10	10	10
185	引抜钢管製造業	10	10	10
186	伸線業	10	10	10
187	ブリキ製造業	20	20	20
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20
189	めっき钢管製造業	20	20	20
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10
192	鍛鋼製造業	10	10	10
193	鍛工品製造業	10	10	10
194	鋳鋼製造業	10	10	10
195	銑鉄铸物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10	10
196	铸鉄管製造業	10	10	10
197	可鍛铸鉄製造業	10	10	10
198	鉄粉製造業	10	10	10
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10
200	非鉄金属製造業	15	10	10
201	電気めっき業	40	40	40
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	10
203	一般機械器具製造業	15	10	10
204	電子回路製造業	20	20	20
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	15	10	10
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10
207	精密機械器具製造業	10	10	10
208	ガス製造工場	20	20	20
209	下水道業 備考 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあっては	20 20	20 15	20 15
210	空瓶卸売業	30	20	20
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	30	30	20
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30

表9 化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第7次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量		
		(単位: mg/L)		
		Cc・ Cco	Cci	Ccj
213	飲食店	50	40	30
	備考 平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては	30	30	30
214	宿泊業	50	40	30
	備考 平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては	30	30	30
215	リネンサプライ業	40	40	30
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	60	60	60
219	自動車整備業	20	20	20
220	病院	50	30	30
	備考 平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあっては	30	30	30
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	30	30	30
	備考(1) 平成18年1月31日以前に設置されたものであって、当該算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下のもの((3)に掲げるものを除く。)にあっては	40	30	30
	備考(2) (1)のうち、昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては	40	40	30
	備考(3) 平成18年1月31日以前に設置されたものであって、建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に定める性能を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	30	20	20
	備考(4) 平成18年2月1日以後に設置されるもののうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	15	15	15
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	50	50	40
	備考(1) 昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては	70	70	40
	備考(2) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあっては	30	30	30
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものと除く。)	40	30	20
	備考(1) 昭和62年6月30日以前に設置されたもの((2)に掲げるものを除く。)にあっては	40	40	20
	備考(2) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	20	20	20
224	ごみ処理業	30	30	30
225	廃油処理業	20	20	20
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	20
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40
228	ト畜場	40	40	40
229	中央卸売市場	20	20	20
230	地方卸売市場	20	20	20
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	20	20	20

表9

化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制基準(第7次)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量				
		(単位: mg/L)				
		Cc・ Cco	Cci	Ccj		
232	整理番号2の項から前項までに分類されないものの	(1) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(整理番号221の項及び同222の項に係るもの除去。)	ア 日平均排水量が10,000m ³ 以上の指定地域内事業場に限る。 イ 日平均排水量が10,000m ³ 未満の指定地域内事業場に限る。	25 30	10 25	10 25
		(2) (1)に分類されないもの	備考 イのうち、昭和62年6月30日以前に設置されたものにあっては	40	40	30
				20	10	10

表 10

窒素含有量に係る総量規制基準（第7次）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
2	畜産農業	60	60
3	天然ガス鉱業	150	60
4	非金属鉱業	10	10
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	25	10
6	乳製品製造業	15	10
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10
9	寒天製造業	20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	25	10
12	冷凍水産物製造業	25	10
13	冷凍水産食品製造業	30	10
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	25	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10
16	野菜漬物製造業	15	10
17	味噌製造業	20	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	25	10
19	うま味調味料製造業	20	10
20	ソース製造業	20	10
21	食酢製造業	20	10
22	砂糖精製業	15	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	15	10
24	小麦粉製造業	20	10
25	パン製造業	20	10
26	生菓子製造業	15	10
27	ビスケット類・干菓子製造業	15	10
28	米菓製造業	15	10
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10
30	植物油脂製造業	10	10
31	動物油脂製造業	20	10
32	食用油脂加工業	15	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10
34	穀類でんぷん製造業	15	10
35	めん類製造業	15	10
37	豆腐・油揚製造業	20	10
38	あん類製造業	15	10
39	冷凍調理食品製造業	20	10
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10
41	清涼飲料製造業	15	10
42	果実酒製造業	15	10
43	ビール製造業	15	10
44	清酒製造業	15	10
45	蒸留酒・混成酒製造業	15	10
46	インスタントコーヒー製造業	20	10
47	配合飼料製造業	15	10
48	単体飼料製造業	20	10
49	有機質肥料製造業	20	10
50	たばこ製造業	20	10

表 10

窒素含有量に係る総量規制基準（第7次）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	20	10
55	繊維工業(前項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	20	10
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	15	10
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	10	10
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。) 備考 綿織物捺染工程にあっては	10	10
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	20	10
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	15	10
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	10	10
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	20	10
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	15	10
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10
68	繊維工業(整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	10	10
75	木材薬品処理業	20	10
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	10	10
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	10	10
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	10	10
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしきミグランドパルプ製造工程又は未さらしほミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	10	10
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしきミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしほミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしほミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしほミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	10	10
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしほクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	10	10
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしほクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしほクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	10	10
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	10	10
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	10	10

表 10

窒素含有量に係る総量規制基準（第7次）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	10	10
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	10	10
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	10	10
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	10	10
89	機械すき和紙製造業	10	10
90	手すき和紙製造業	10	10
91	塗工紙製造業	10	10
92	段ボール製造業	10	10
93	重包装紙袋製造業	10	10
94	セロファン製造業	20	10
95	乾式法による纖維板製造業	20	10
96	纖維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	20	10
101	製版業	20	10
102	窒素質・燐酸質肥料製造業	15	10
	備考(1) アンモニア製造工程にあっては	40	30
	備考(2) アンモニア誘導品製造工程にあっては	200	200
	備考(3) 尿素製造工程にあっては	700	700
103	複合肥料製造業	20	10
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	10	10
105	ソーダ工業	10	10
106	電炉工業	15	10
107	無機顔料製造業	25	20
	備考 黄鉛顔料製造工程にあっては	50	40
108	無機化学工業製品製造業(整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	15
	備考(1) バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては	50	40
	備考(2) 酸化コバルト製造工程にあっては	50	40
	備考(3) モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては	50	40
	備考(4) イットリウム酸化物製造工程にあっては	50	40
	備考(5) 酸化銀製造工程にあっては	50	40
	備考(6) 酸化ジルコニウム製造工程にあっては	50	40
	備考(7) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては	50	40
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10
	備考 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	50	40
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10
	備考 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては	50	15

表 10

窒素含有量に係る総量規制基準（第7次）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	15	10
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10
	脂肪族系中間物製造業	25	10
115	備考(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては	300	300
	備考(2) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	45	20
116	メタン誘導品製造業	15	10
117	発酵工業	15	10
118	コールタール製品製造業	330	170
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10
	備考 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	30	10
120	プラスチック製造業	15	10
	備考 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては	20	10
121	合成ゴム製造業	15	10
	備考 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては	40	20
122	有機化学工業製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	25	10
	備考(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	20	15
	備考(2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては	20	15
	備考(3) メラミン製造工程にあっては	850	850
	備考(4) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあっては	15	10
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	10	10
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10
125	合成繊維製造業	10	10
	備考 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	50	35
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	10	10
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10
129	塗料製造業	15	10
130	印刷インキ製造業	15	10
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10
	備考 医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては	25	20
132	医薬品製剤製造業	10	10
133	生物学的製剤製造業	10	10
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10
135	動物用医薬品製造業	15	10
136	火薬類製造業	15	10
137	農薬製造業	15	10
138	合成香料製造業	15	10
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	15	10
143	写真感光材料製造業	15	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	10	10
145	イオン交換樹脂製造業	15	10
146	化学工業(整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10
147	石油精製業	25	10
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10
149	コークス製造業	500	320

表 10

窒素含有量に係る総量規制基準（第7次）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
150	石油コークス製造業	20	10
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	10	10
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	15	10
154	なめしかわ製造業	20	10
155	毛皮製造業	10	10
156	板ガラス製造業	15	10
157	板ガラス加工業	15	10
158	ガラス製加工素材製造業	15	10
159	ガラス容器製造業	15	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	15	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	10
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	15	10
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10
164	ガラス・同製品製造業(整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10
165	生コンクリート製造業	10	10
166	コンクリート製品製造業	10	10
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	15	10
168	黒鉛電極製造業	10	10
169	碎石製造業	10	10
170	鉱物・土石粉碎等処理業	10	10
172	うわ葉製造業	10	10
173	高炉による製鉄業	15	10
	備考(1) コークス製造工程にあっては	500	320
	備考(2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	65	40
175	フェロアロイ製造業	15	10
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
179	熱間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
180	冷間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	65	40
181	冷間ロール成型形鋼製造業	10	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
182	鋼管製造業	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
183	伸鉄業	10	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
184	磨棒鋼製造業	10	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	45	40
185	引抜钢管製造業	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
186	伸線業	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
187	ブリキ製造業	10	10

表 10

窒素含有量に係る総量規制基準（第7次）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
188	亜鉛鉄板製造業	10	10
189	めっき钢管製造業	40	10
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
192	鍛鋼製造業	10	10
193	鍛工品製造業	15	10
194	铸鋼製造業	10	10
195	銑鉄鑄物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10
196	铸鉄管製造業	10	10
197	可鍛铸鐵製造業	10	10
198	鉄粉製造業	10	10
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10
	備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	55	40
200	非鉄金属製造業	15	10
201	電気めっき業	20	10
	備考 窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては	50	35
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	35	10
	備考(1) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	40	25
	備考(2) アルマイド加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	55	35
203	一般機械器具製造業	20	10
204	電子回路製造業	15	10
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	15	10
	備考 半導体素子製造工程にあっては	20	15
206	輸送用機械器具製造業	15	10
	備考 自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	20	10
207	精密機械器具製造業	15	10
	備考 時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては	30	10
208	ガス製造工場	10	10
209	下水道業	25	15
	備考(1) 流域下水道終末処理場にあっては	20	10
	備考(2) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	15	15
	備考(3) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理する流域下水道終末処理場(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	10	10
210	空瓶卸売業	20	10
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	15	10
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	15	10
213	飲食店	25	15
214	宿泊業	25	15
215	リネンサプライ業	10	10
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	20	10

表 10

窒素含有量に係る総量規制基準（第7次）

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cn・Cno	Cni
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	20	15
219	自動車整備業	15	10
220	病院	35	15
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項第 1 号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。) 備考(1) 建築基準法施行令第 32 条第 1 項第 1 号の表に定める性能を有するし尿浄化槽又は同条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては 備考(2) し尿のみを処理するものにあっては	35 20 50	20 15 20
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第 32 条第 1 項第 1 号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。) 備考(1) 建築基準法施行令第 32 条第 1 項第 1 号の表に定める性能を有するし尿浄化槽又は同条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては 備考(2) し尿のみを処理するものにあっては	35 20 50	20 15 20
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	20	10
224	ごみ処理業	20	10
225	廃油処理業	15	10
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	30	10
227	死亡獣畜取扱業	25	15
228	と畜場	25	15
229	中央卸売市場	25	15
230	地方卸売市場	20	15
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年總理府・通商産業省令第 2 号)第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。)	25	15
232	整理番号 2 の項から前項までに分類されないもの 備考(1) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(整理番号 221 の項及び同 222 の項に係るものを除く。)にあっては 備考(2) 発電所で貫流型ボイラーに使用する工程に係るものにあっては	35 35 45	15 20 10

表 11

燐含有量に係る総量規制基準（第7次）

整理番号	業種その他の区分	燐含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cp・Cpo	Cpi
2	畜産農業	8	8
3	天然ガス鉱業	1.5	1
4	非金属鉱業	1	1
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	4	1
6	乳製品製造業	5	1.5
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	5.5	1
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1
9	寒天製造業	3	1.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	1
12	冷凍水産物製造業	3	1.5
13	冷凍水産食品製造業	4	1
14	水産食料品製造業(整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	3	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	3	1
16	野菜漬物製造業	2.5	1
17	味噌製造業	4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	4.5	1.5
19	うま味調味料製造業	1.5	1
20	ソース製造業	3	1
21	食酢製造業	3	1.5
22	砂糖精製業	1.5	1
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5
24	小麦粉製造業	3	1.5
25	パン製造業	2.5	1
26	生菓子製造業	3	1
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1
28	米菓製造業	3	1.5
29	パン・菓子製造業(整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	1.5
30	植物油脂製造業	2.5	1
備考 米糠を原料として使用するものにあっては		4	1
31	動物油脂製造業	2	1
32	食用油脂加工業	2.5	1
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	2	1
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5
35	めん類製造業	3	1
37	豆腐・油揚製造業	4	1
38	あん類製造業	3.5	1
39	冷凍調理食品製造業	4	1
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	2.5	1
41	清涼飲料製造業	2.5	1
42	果実酒製造業	1.5	1
43	ビール製造業	3	1.5
44	清酒製造業	1.5	1
45	蒸留酒・混成酒製造業	2	1
46	インスタントコーヒー製造業	2.5	1
47	配合飼料製造業	2	1
48	単体飼料製造業	2	1
49	有機質肥料製造業	1.5	1
50	たばこ製造業	2	1

表 11 煙含有量に係る総量規制基準（第7次）

整理番号	業種その他の区分	煙含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cp・Cpo	Cpi
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	2	1
55	繊維工業(前項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るもの除く。以下同じ。)で 整毛工程に係るもの	2	1
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色 整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」とい う。)を含む。)に係るもの	1	1
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	2	1
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	2	1
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	2	1
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係る もの	1.5	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	2	1
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	1	1
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1	1
66	繊維工業で上塗りした繊物及び防水した繊物製造工程に係るもの	1	1
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1
68	繊維工業(整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1	1
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	1	1
75	木材薬品処理業	2	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	1	1
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	1	1
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグラ ンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	1	1
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしきミグランドパルプ製造工程又は未 さらしねミカカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	1	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしきミグランドパルプ製造工程(前工程 の未さらしきミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしねミカカルパルプ製造工 程(前工程の未さらしねミカカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	2	1
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしきクラフトパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	1	1
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしきクラフトパルプ製造工程(前工程の未 さらしきクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	1	1
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	1	1
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパル プ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	1	1
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ 製造工程に係るもの	1	1
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパル プ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、 リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限 る。)に係るもの	1	1
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるもの を除く。)	1	1

表 11

燐含有量に係る総量規制基準（第7次）

整理番号	業種その他の区分	燐含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cp・Cpo	Cpi
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	1	1
89	機械すき和紙製造業	1	1
90	手すき和紙製造業	1	1
91	塗工紙製造業	1	1
92	段ボール製造業	1	1
93	重包装紙袋製造業	1	1
94	セロファン製造業	1	1
95	乾式法による纖維板製造業	1	1
96	纖維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	1	1
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1	1
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	2	1
101	製版業	2	1
102	窒素質・燐酸質肥料製造業	2	1
103	複合肥料製造業	25	1
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	1	1
105	ソーダ工業	1.5	1
106	電炉工業	2	1
107	無機顔料製造業	1	1
108	無機化学工業製品製造業(整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1
備考 燐及び燐化合物製造工程にあっては		2	1
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1
備考 燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては		6.5	4
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1	1
備考 燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては		2.5	1
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	1.5	1
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	1	1
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	1	1
備考 燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては		2.5	1
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1
115	脂肪族系中間物製造業	1.5	1
備考 燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては		4	2.5
116	メタン誘導品製造業	2	1
117	発酵工業	1.5	1
118	コールタール製品製造業	2	1
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	1.5	1
備考 燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては		6.5	4
120	プラスチック製造業	2	1
121	合成ゴム製造業	1.5	1
122	有機化学工業製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1
125	合成纖維製造業	1	1
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1

表 11

燐含有量に係る総量規制基準（第7次）

整理番号	業種その他の区分	燐含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cp・Cpo	Cpi
129	塗料製造業	1.5	1
130	印刷インキ製造業	2	1
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1
132	医薬品製剤製造業	1	1
133	生物学的製剤製造業	1	1
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1
135	動物用医薬品製造業	2	1
136	火薬類製造業	1.5	1
137	農薬製造業	2	1
138	合成香料製造業	2	1
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	2	1
143	写真感光材料製造業	1.5	1
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	1.5	1
145	イオン交換樹脂製造業	1	1
146	化学工業(整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1
147	石油精製業	1	1
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1
149	コークス製造業	1	1
150	石油コークス製造業	2	1
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	1.5	1
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	1	1
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	1.5	1
154	なめしかわ製造業	2	1
155	毛皮製造業	2	1
156	板ガラス製造業	1	1
157	板ガラス加工業	2	1
158	ガラス製加工素材製造業	1.5	1
159	ガラス容器製造業	1	1
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	1	1
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	1	1
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	1	1
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	1	1
164	ガラス・同製品製造業(整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1	1
165	生コンクリート製造業	1	1
166	コンクリート製品製造業	1	1
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	1.5	1
168	黒鉛電極製造業	1	1
169	碎石製造業	1	1
170	鉱物・土石粉碎等処理業	1	1
172	うわ薬製造業	1	1
173	高炉による製鉄業	1	1
175	フェロアロイ製造業	1	1
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	1	1

表 11

燐含有量に係る総量規制基準（第7次）

整理番号	業種その他の区分	燐含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cp・Cpo	Cpi
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	1	1
179	熱間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	1	1
180	冷間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。)	1	1
181	冷間ロール成型形鋼製造業	1	1
182	钢管製造業	1	1
183	伸鉄業	1	1
184	磨棒鋼製造業	1	1
185	引抜钢管製造業	1.5	1
186	伸線業	1	1
187	ブリキ製造業	2	1
188	亜鉛鉄板製造業	1	1
189	めっき钢管製造業	1	1
190	めっき鉄鋼線製造業	1	1
191	表面処理鋼材製造業(整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1	1
192	鍛鋼製造業	1	1
193	鍛工品製造業	2	1
194	鋳鋼製造業	1.5	1
195	銑鉄物製造業(次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。)	1	1
196	鋳鉄管製造業	1	1
197	可鍛鉄製造業	1.5	1
198	鉄粉製造業	1	1
199	鉄鋼業(整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。)	1	1
200	非鉄金属製造業	1	1
201	電気めっき業	1.5	1
	備考 燐又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	2.5	1
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1
	備考(1) 溶融めっき工程(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	2.5	1
	備考(2) アルマイド加工工程(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	8	1
203	一般機械器具製造業	2	1
204	電子回路製造業	1	1
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	2	1
	備考 民生用電気機械器具製造工程(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	3	1
206	輸送用機械器具製造業	1	1
	備考 自動車・同付属品製造工程(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	1.5	1
207	精密機械器具製造業	1.5	1
208	ガス製造工場	2	1
209	下水道業	2.5	1
	備考 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の燐を除去できる方法より高度に下水中の燐を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の燐を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	1.5	1
210	空瓶卸売業	4	2
211	共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 6 条に規定する施設をいう。)	3	1.5
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	6	1.5
213	飲食店	3	2

表 11

燐含有量に係る総量規制基準（第7次）

整理番号	業種その他の区分	燐含有量	
		(単位: mg/L)	
		Cp・Cpo	Cpi
214	宿泊業	4	2
215	リネンサプライ業	4	1
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	2.5	1
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	4	2
219	自動車整備業	2.5	2
220	病院	5	2
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	5	2
	備考(1) 建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に定める性能を有するし尿浄化槽又は同条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	2.5	2
	備考(2) し尿のみを処理するものにあっては	8	2
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	5	2
	備考(1) 建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に定める性能を有するし尿浄化槽又は同条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	2.5	2
	備考(2) し尿のみを処理するものにあっては	8	2
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものと除く。)	2	1
224	ごみ処理業	1	1
225	廃油処理業	1	1
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	1	1
227	死亡獣畜取扱業	2	2
228	と畜場	4	2
229	中央卸売市場	4	2
230	地方卸売市場	2.5	1.5
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	4	2
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 備考 指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(整理番号221の項及び同222の項に係るものと除く。)にあっては	3 5	2 2